

昭和四十一年通商産業省令第五十一号

冷凍保安規則

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、および同法を実施するため、冷凍保安規則を次のように制定する。

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 高圧ガスの製造に係る許可等
第一節 高圧ガスの製造に係る許可等（第三条―第十九条）
第二節 高圧ガスの貯蔵に係る技術上の基準（第二十条）
第三節 完成検査（第二十一条―第二十五条）
第三章 高圧ガスの販売事業に係る届出等（第二十六条―第二十八条）
第四章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出（第二十九条・第三十条）
第五章 高圧ガスの輸入に係る検査等（第三十一条―第三十二条）
第六章 高圧ガスの廃棄に係る技術上の基準等（第三十三条・第三十四条）
第七章 自主保安のための措置（第三十五条―第三十九条）
第八章 保安検査及び定期自主検査
第一節 保安検査（第四十条―第四十三条）
第二節 定期自主検査（第四十四条・第四十五条）
第九章 危険時の措置（第四十五条）
第十章 完成検査及び保安検査に係る認定等（第四十六条―第五十五条）
第十章の二 認定高度保安実施者等（第五十五条の二―第五十五条の五）
第十一章 指定設備に係る認定等（第五十六条―第六十二条の二）
第十二章 機器の製造に係る技術上の基準等（第六十二条の二）
第十三章 雑則（第六十五条―第七十条）
第一章 総則
（適用範囲）
第一条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）に基づいて、冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）に係る高圧ガスに関する保安について規定する。

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 可燃性ガス アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。）
イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。ロにおいて同じ。）の下限が十パーセント以下のもの
ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの
二 毒性ガス アンモニア、クロルメチル及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物
三 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）
三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ぱを発生させるもの
四 移動式製造設備 製造のための設備（以下「製造設備」という。）であつて、地盤面に対して移動することができるもの
五 定置式製造設備 製造設備であつて、移動式製造設備以外のもの
六 冷凍設備 冷凍設備のうち、冷媒ガスが通る部分
七 最小引張強さ 同じ種類の材料から作られた複数の材料引張試験片の材料引張試験により得られた引張強さのうち最も小さい値であつて、材料引張試験について十分な知見を有する者が定めたもの
2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。
第二章 高圧ガスの製造に係る許可等
第一節 高圧ガスの製造に係る許可等
第一条 一種製造者に係る製造の許可の申請
第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄

の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第十条、第十二条、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第二項、第二十六条第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第四項及び第十項、第三十七条、第三十九条第二項、第四十条第三項、第四十一条第三項及び第五項、第四十二条第一項及び第二項、第四十二条第四項、第七項及び第九項から第十二項まで、第五十五条第一項及び第九項の十三第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

Table with 2 columns: 申請書 (Application) and 計画書 (Plan). Rows include: 1. 前項の製造計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (The manufacturing plan must include the following items.) 2. 製造の目的 (Purpose of manufacturing) 3. 製造設備の種類 (Types of manufacturing equipment) 4. 圧縮機の種類 (Types of compressors) 5. 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項 (Technical standards related to items 1 and 2 of Article 8).

六 移設、転用、再使用又はこれらの併用（以下「移設等」という。）に係る冷媒設備にあつては、当該設備の使用の経歴及び保管状態の記録
（法第七号第三号の経済産業省令で定める者）
第三条の二 法第七号第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により高圧ガスの製造を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないう者とする。
2 法第五条第一項第二号の許可を受けた者、法人であつてその業務を行う役員又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、高圧ガスの製造の適正な実施が著しく困難となつたときは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない（第二種製造者に係る製造の届出）
第四条 法第五条第二項の規定により、同項第二号の届出をしようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をする者が新たに届け出るときは、製造施設等明細書の添付を省略することができる。

Table with 2 columns: 申請書 (Application) and 計画書 (Plan). Rows include: 1. 前項の製造施設等明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (The manufacturing facility details must include the following items.) 2. 製造の目的 (Purpose of manufacturing) 3. 製造設備の種類 (Types of manufacturing equipment) 4. 圧縮機の種類 (Types of compressors) 5. 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項 (Technical standards related to items 1 and 2 of Article 8).

五 法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項  
 六 移設等に係る冷媒設備にあつては、当該冷媒設備の使用の経歴及び保管状態の記録（冷凍能力の算定基準）  
**第五条** 法第五条第三項の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。  
 一 遠心式圧縮機を使用する製造設備にあつては、当該圧縮機の原動機の定格出力一・二キロワットをもつて一日の冷凍能力一トンとする。  
 二 吸収式冷凍設備にあつては、発熱器を加熱する一時間の入熱量二万七千八百キロジュールをもつて一日の冷凍能力一トンとする。  
 三 自然環流式冷凍設備及び自然循環式冷凍設備にあつては、次の算式によるものをもつて一日の冷凍能力とする。  
 $R \parallel Q A$   
 備考 この式において、R、Q及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。  
 R 一日の冷凍能力（単位 トン）の数値  
 Q 冷媒ガスの種類に応じて、それぞれ次の表の該当欄に掲げる数値

冷媒ガスの種類	Q
二酸化炭素	一・〇二
アンモニア	〇・六四
フルオロカーボン三十二	〇・六三
フルオロカーボン四百十A	〇・五八
フルオロカーボン二百二十五	〇・五七
フルオロカーボン四百四A	〇・五〇
フルオロカーボン四百七C	〇・四九
フルオロカーボン二十二	〇・四七
フルオロカーボン百三十四a	〇・三六
フルオロカーボン十二	〇・三四
フルオロカーボン百二十四	〇・二四
フルオロカーボン十一	〇・一〇

A 蒸発部又は蒸発器の冷媒ガスに接する側の表面積（単位 平方メートル）の数値

四 前三号に掲げる製造設備以外の製造設備にあつては、次の算式によるものをもつて一日の冷凍能力とする。  
 $R \parallel V \parallel C$   
 この式において、R、V及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

R 一日の冷凍能力（単位 トン）の数値  
 V 多段圧縮方式又は多元冷凍方式による製造設備にあつては次のイの算式により得られた数値、回転ピストン型圧縮機を使用する製造設備にあつては次のロの算式により得られた数値、その他の製造設備にあつては圧縮機の標準回転速度における一時間のピストン押しかけ量（単位 立方メートル）の数値  
 $V + 0.08V L$   
 $60 \times 0.785 t n (D \parallel d^2)$   
 これらの式において、H、V、t、n、D及びdは、それぞれ次の数値を表すものとする。  
 V<sub>H</sub> 圧縮機の標準回転速度における最終段又は最終元の気筒の一時間のピストン押しかけ量（単位 立方メートル）の数値  
 V<sub>L</sub> 圧縮機の標準回転速度における最終段又は最終元の前の気筒の一時間のピストン押しかけ量（単位 立方メートル）の数値  
 t 回転ピストンのガス圧縮部分の厚さ（単位 メートル）の数値  
 n 回転ピストンの一分間の標準回転数の数値  
 D 気筒の内径（単位 メートル）の数値  
 d ピストンの外径（単位 メートル）の数値

C 冷媒ガスの種類に応じて、それぞれ次の表の該当欄に掲げる数値又は算式により得られた数値  
 これらの算式において、V<sub>A</sub>及びV<sub>B</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。  
 V<sub>A</sub> 温度零下十五度における冷媒ガスの乾き飽和蒸気（非共沸混合冷媒ガスにあつては、気液平衡状態の蒸気）の比体積（単位 立方メートル毎キログラム）の数値  
 V<sub>B</sub> 温度零下十五度における冷媒ガスの乾き飽和蒸気（非共沸混合冷媒ガスにあつては、気液平衡状態の蒸気）のエンタルピー（単位 キロジュール毎キログラム）の数値

h<sub>A</sub> 温度零下十五度における冷媒ガスの乾き飽和蒸気（非共沸混合冷媒ガスにあつては、気液平衡状態の蒸気）のエンタルピー（単位 キロジュール毎キログラム）の数値

h<sub>B</sub> 凝縮完了温度三十度、過冷却五度とすべきの冷媒ガスの過冷却液（非共沸混合冷媒ガスにあつては、温度二十五度の気液平衡状態の液）のエンタルピー（単位 キロジュール毎キログラム）の数値

冷媒ガスの種類	圧縮機の気筒一個の体積五千立方センチメートル以下のもの	圧縮機の気筒一個の体積五千立方センチメートルを超えるもの
フルオロカーボン二	四十九・七	四十六・六
フルオロカーボン十一	四十六・四	四十三・五
フルオロカーボン十四	三十七・二	三十四・九
ノルマルブタン	二十七・一	二十五・四
イソブタン	二十七・一	二十五・四
クロルメチル	十四・五	十三・六
フルオロカーボン十	十四・四	十三・五
フルオロカーボン百三十四a	十三・九	十三・一
フルオロカーボン十	十二・〇	十一・三
フルオロカーボン五	九・六	九・〇
プロパン	八・五	七・九
フルオロカーボン二	八・四	七・九
アンモニア	八・四	七・九
フルオロカーボン五	八・四	七・九
フルオロカーボン二	六・二	五・八
フルオロカーボン十		
フルオロカーボン十一		
フルオロカーボン十三		

フルオロカーボン十 四・四  
 エタン 三・一  
 二酸化炭素 一・八  
 その他のガス 一・七  
 備考  
 一 多元冷凍方式による製造設備にあつては、最終元の冷媒ガスをもつてこの表の冷媒ガスとする。  
 二 多段圧縮方式又は多元冷凍方式による製造設備にあつては、最終段又は最終元の気筒をもつてこの表の圧縮機の気筒とみなす。

五 前号に掲げる製造設備により、第三号に掲げる自然循環式冷凍設備の冷媒ガスを冷凍する製造設備にあつては、前号に掲げる算式によるものをもつて一日の冷凍能力とする。  
 （第一種製造者に係る技術上の基準）

第六条 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第九条に定めるところによる。  
 （定置式製造設備に係る技術上の基準）

第七条 製造のための施設（以下「製造施設」という。）であつて、その製造設備が定置式製造設備（認定指定設備を除く。）であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。  
 一 圧縮機、油分離器、凝縮器及び受液器並びにこれらの間の配管は、引火性又は発火性の物（作業に必要なものを除く。）をたいた積した場所及び火気（当該製造設備内のものを除く。）の付近にないこと。ただし、当該火気に対して安全な措置を講じた場合は、この限りでない。  
 二 製造施設には、当該施設の外部から見やすいように警戒標を掲げること。  
 三 圧縮機、油分離器、凝縮器若しくは受液器又はこれらの間の配管（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造設備のものに限

る。)を設置する室は、冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。  
四 製造設備は、振動、衝撃、腐食等により冷媒ガスが漏れないものであること。

五 凝縮器(縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。以下この号において同じ。)、受液器(内容積が五千リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。)  
及び配管(冷媒設備に係る地盤面上の配管(外径四十五ミリメートル以上のものに限る。以下「耐震設計構造物」という。))は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。  
六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気密試験及び配管以外の部分について許容圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(液体を使用することが困難であると認められるときは、許容圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)又は当該冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う耐圧試験に合格するものであること。

七 冷媒設備(圧縮機(当該圧縮機が強制潤滑方式であつて、潤滑油圧力に対する保護装置を有するものは除く。))の油圧系統を含む)には、圧力計を設けること。  
八 冷媒設備には、当該設備内の冷媒ガスの圧力が許容圧力を超えた場合に直ちに許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること。

九 前号の規定により設けた安全装置(当該冷媒設備から大気へ冷媒ガスを放出することのないもの及び不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に設けたもの並びに吸収式アンモニア冷凍機(次号に定める基準に適合するものに限る。以下この条において同じ。))に設けたものを除く。)のうち安全弁又は破裂板には、放出口を設けること。この場合において、放出口の開閉部の位置は、放出する冷媒ガスの性質に応じた適切な位置であること。

九の二 前号に規定する吸収式アンモニア冷凍機は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 屋外に設置するものであつて、アンモニア充填量は、一台当たり二十五キログラム以下のものであること。  
ロ 冷媒設備及び発生器の加熱装置を一つの架台の上に一体に組立てたものであること。

ハ 運転中は、冷凍設備内の空気を常時吸引排気し、冷媒が漏れいたした場合に危険性のない状態に拡散できる構造であること。  
ニ 冷媒配管が屋内に敷設されないものであつて、かつ、ブラインが直接空気又は被冷却目的物に接触しない構造のものであること。  
ホ 冷媒設備の材料は、振動、衝撃、腐食等により冷媒ガスが漏れないものであること。

ヘ 冷媒設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行われているものであること。ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合により行われるものであること。  
ト 安全弁は、冷凍設備の内部に設けられ、かつ、その吹出し口は、吸引排気の容易な位置に設けられていること。  
チ 発生器には、適切な高温遮断装置が設けられていること。

リ 発生器の加熱装置は、屋内において作動を停止できる構造であり、かつ、立ち消え等の異常時に対応できる安全装置が設けられていること。  
十 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係る受液器に設ける液面計には、丸形ガラス管液面計以外のものを使用すること。

十一 受液器にガラス管液面計を設ける場合には、当該ガラス管液面計にはその破損を防止するための措置を講じ、当該受液器(可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係るものに限る。))と当該ガラス管液面計とを接続する配管には、当該ガラス管液面計の破損による漏えいを防止するための措置を講ずること。  
十二 可燃性ガスの製造施設には、その規模に応じた、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。  
十三 毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係る受液器であつて、その内容積が一萬リットル以上のものの周囲には、液状の当該ガスが漏れいたした場合にその流出を防止するための措置を講ずること。

十四 可燃性ガス(アンモニアを除く。)を冷媒ガスとする冷媒設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防燃性能を有する構造のものであること。  
十五 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設には、当該施設から漏れいするガスの漏えいを検知し、かつ、警報するため設備を設けること。ただし、吸収式アンモニア冷凍機に係る施設については、この限りでない。

十六 毒性ガスの製造設備には、当該ガスが漏れいたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講ずること。ただし、吸収式アンモニア冷凍機については、この限りでない。  
十七 製造設備に設けたバルブ又はコック(操作ボタン等により当該バルブ又はコックを開閉する場合にあつては、当該操作ボタン等とし、操作ボタン等を使用することなく自動制御で開閉されるバルブ又はコックを除く。以下同じ。))には、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、前項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号(可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係るものを除く。)、第十五号及び第十七号の基準とする。  
(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第八条 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。  
一 製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積した場所の付近にないこと。  
二 前条第一項第二号から第四号まで、第六号から第八号まで及び第十号から第十二号までの基準に適合すること。

第九条 法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。  
(製造の方法に係る技術上の基準)

一 安全弁に付帯して設けた止め弁は、常に全開しておくこと。ただし、安全弁の修理又は清掃(以下「修理等」という。)のため特に必要な場合は、この限りでない。  
二 高压ガスの製造は、製造する高压ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、一日に一回以上当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

三 冷媒設備の修理等及びその修理等をした後の高压ガスの製造は、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。  
イ 修理等をするときには、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。

ロ 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の修理等をするときには、危険を防止するための措置を講ずること。  
ハ 冷媒設備を開放して修理等をするときは、当該冷媒設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏れいすることを防止するための措置を講ずること。  
ニ 修理等が終了したときは、当該冷媒設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造をしないこと。

四 製造設備に設けたバルブを操作する場合には、バルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。  
(第一種製造者に係る承継の届出)

第十条 法第十条第二項の規定により第一種製造者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第三の第一種製造事業承継届書に相続、合併又は当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面(相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書)を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
(第二種製造者に係る承継の届出)

第十条の二 法第十条の規定により第二種製造者の地位の承継を届け出ようとする者

は、様式第三の二の第二種製造事業承継届書に  
事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくはそ  
の事業の全部を承継させた分割があつた事実を  
証する書面(相続の場合であつて、相続人が二  
人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に  
係る全員の同意書)を添えて、事業所の所在地  
を管轄する都道府県知事に提出しなければなら  
ない。

(第二種製造者に係る技術上の基準)

第十二条 法第十二条第一項の経済産業省令で定  
める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省  
令で定める技術上の基準は、次条から第十四条  
までに定めるところによる。

第十三条 製造設備が定置式製造設備(認定指定  
設備を除く。)である製造施設における法第十  
二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基  
準は、第七条第一項第一号から第四号まで、第  
六号、第八号及び第十号から第十二号まで、第  
六号、第八号及び第十号から第十二号まで並  
びに第八号第一号の基準とする。

第十四条 法第十二条第二項の経済産業省令で定  
める技術上の基準は、次の各号に掲げるものと  
する。  
一 製造設備の設置又は変更の工事を完成した  
ときは、酸素以外のガスを使用する試運転又は  
許容圧力以上の圧力で行う気密試験(空気  
を使用するときは、あらかじめ、冷媒設備中  
にある可燃性ガスを排除した後に行うものに  
限る。)を行つた後でなければ製造をしない  
こと。

第十五条 法第十三条の経済産業省令で定める技  
術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。  
(その他製造に係る技術上の基準)  
一 前条第一号の基準に適合すること。  
二 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備  
にあつては、冷媒ガスが漏えいしたとき燃焼  
を防止するための適切な措置を講ずること。  
(第一種製造者に係る変更の工事等の許可の申  
請)

第十六条 法第十四条第一項の規定により許可を  
受けようとする第一種製造者は、様式第四の高  
圧ガス製造施設等変更許可申請書に変更明細書  
を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県  
知事に提出しなければならない。  
二 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に  
掲げる事項のうち、変更のあつた部分について  
記載しなければならない。  
(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十七条 法第十四条第一項ただし書の経済産業  
省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に  
掲げるものとする。  
一 独立した製造設備の撤去の工事  
二 製造設備(第七条第一項第五号に規定する  
耐震設計構造物として適用を受ける製造設備  
を除く。)の取替え(可燃性ガス及び毒性ガ  
スを冷媒とする冷媒設備の取替えを除く。)  
の工事(冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工  
事を除く。)であつて、当該設備の冷凍能力  
の変更を伴わないもの  
三 製造設備以外の製造施設に係る設備の取替  
え工事  
四 認定指定設備の設置の工事  
五 第六十二条第一項ただし書の規定により指  
定設備認定証が無効とならない認定指定設備  
に係る変更の工事  
六 試験研究施設における冷凍能力の変更を伴  
わない変更の工事であつて、経済産業大臣が  
軽微なものと認められたもの  
七 法第十四条第二項の規定により届出をしよう  
とする第一種製造者は、様式第五の高圧ガス製  
造施設軽微変更届書に当該変更の概要を記載し  
た書面(前項第四号及び第五号に該当する工事  
をした旨を届け出ようとする者にあつては、指  
定設備認定証の写し)を添えて、事業所の所在  
地を管轄する都道府県知事に提出しなければな  
らない。

第十八条 法第十四条第四項の規定により届出を  
しようとする第二種製造者は、様式第六の高圧  
ガス製造施設等変更届書に変更明細書(認定指  
定設備の設置の工事をする旨を届け出ようとし  
る者にあつては、指定設備認定証の写し)を添  
えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事  
に提出しなければならない。  
二 前項の変更明細書には、第四条第二項各号に  
掲げる事項のうち、変更のあつた部分について  
記載しなければならない。  
(第二種製造者に係る軽微な変更の工事)

第十九条 法第十四条第四項ただし書の経済産業  
省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に  
掲げるものとする。  
一 独立した製造設備(認定指定設備を除く。)  
の撤去の工事  
二 製造設備の取替え(可燃性ガス及び毒性ガ  
スを冷媒とする冷媒設備の取替えを除く。)  
の工事(冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工  
事を除く。)であつて、当該設備の冷凍能力  
の変更を伴わないもの  
三 製造設備以外の製造施設に係る設備の取替  
え工事  
四 第六十二条第一項ただし書の規定により指  
定設備認定証が無効とならない認定指定設備  
に係る変更の工事  
五 試験研究施設における冷凍能力の変更を伴  
わない変更の工事であつて、経済産業大臣が  
軽微なものと認められたもの  
六 第二節 高圧ガスの貯蔵に係る技術上の  
基準

第二十条 法第十五条第一項の経済産業省令で定  
める技術上の基準は、第二十七条第二号の基準  
とする。  
第三節 完成検査  
(完成検査の申請等)  
第二十一条 法第二十条第一項本文又は第三項本  
文の規定により、製造施設について都道府県知  
事又は指定都市の長が行う完成検査を受けよう  
とする第一種製造者は、様式第七の製造施設完  
成検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都  
道府県知事に提出しなければならない。  
二 都道府県知事又は指定都市の長は、法第二十  
一条第一項本文又は第三項本文の完成検査にお  
いて、製造施設が法第八条第一号の経済産業省令  
で定める技術上の基準に適合していると認める  
ときは、様式第八の製造施設完成検査証を交付  
するものとする。  
(協会等が行う完成検査の申請等)

第二十二条 前条の規定は、高圧ガス保安協会  
(以下「協会」という。)が行う完成検査に準用  
する。この場合において、同条中「法第二十  
一条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法  
第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、  
同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長  
が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業  
所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるの  
は「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又  
は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替  
えるものとする。  
二 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成  
検査に準用する。この場合において、同条中  
「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあ  
るのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項  
第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は  
指定都市の長が行う」とあるのは「指定完成検  
査機関が行う」と、「事業所の所在地を管轄す  
る都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機  
関」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定  
都市の長」とあるのは「指定完成検査機関」と  
読み替えるものとする。  
三 法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号  
の規定により届出をしようとする第一種製造者  
は、当該第一種製造者について協会又は指定完  
成検査機関が行つた完成検査に応じ、それぞれ  
様式第九の高圧ガス保安協会完成検査受検届書  
又は様式第十の指定完成検査機関完成検査受検  
届書を、完成検査を受けた事業所の所在地を管  
轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
(完成検査を要しない変更の工事の範囲)  
第二十三条 法第二十条第三項の経済産業省令で  
定めるものは、製造設備(第七条第一項第五号  
に規定する耐震設計構造物として適用を受ける  
製造設備を除く。)の取替え(可燃性ガス及び  
毒性ガスを冷媒とする冷媒設備を除く。)の工  
事(冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除  
く。)であつて、当該設備の冷凍能力の変更が  
告示で定める範囲であるものとする。  
(協会等の完成検査の報告)  
第二十四条 法第二十条第四項の規定により報告  
をしようとする協会は、様式第十一の完成検査  
結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検  
査をした事業所の所在地を管轄する都道府県知  
事に提出しなければならない。  
二 法第二十条第四項の規定により報告をしよう  
とする指定完成検査機関は、様式第十二の完成  
検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完

成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完

成検査をした事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（完成検査の方法）

第二十五条 法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

第三章 高压ガスの販売事業に係る届出等（販売業者に係る販売の事業の届出）

第二十六条 法第二十条の規定により届出をしようとする者は、様式第十三の高压ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第二十八条及び第三十条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 法第二十条の四の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。  
一 販売の目的を記載したもの  
二 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したものの

（販売業者に係る承継の届出）  
第二十六条の二 法第二十条の四の二第二項の規定により販売業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第十三の二の高压ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（販売業者等に係る技術上の基準）  
第二十七条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。  
一 冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもつてすること。

二 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。  
三 高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。  
（販売業者に係る変更の届出）

第二十八条 法第二十条の七の規定により届出をしようとする販売業者は、様式第十四の販売に係る高压ガスの種類変更届書を、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
第四章 高压ガスの製造の開始等に係る届出  
第二十九条 法第二十一条第一項の規定により届出をしようとする第一種製造者は、様式第十五の高压ガス製造開始届書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条第一項又は第三項の規定により届出をしようとする第一種製造者又は第二種製造者は、様式第十六の高压ガス製造廃止届書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
（高压ガスの販売の事業の廃止の届出）  
第三十条 法第二十一条第五項の規定により届出をしようとする販売業者は、様式第十七の高压ガス販売事業廃止届書を、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第五章 高压ガスの輸入に係る検査等  
（輸入検査の申請等）  
第三十一条 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第十八の輸入検査申請書に様式第十八の二の輸入高压ガス明細書を添えて、高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十一条の四第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。

二 一日の冷凍能力  
三 冷媒設備の漏れ、気密及び耐圧に関する性能  
四 安全装置の種類及び性能  
3 都道府県知事又は指定都市の長は、輸入をした高压ガスが第三十一条の三の基準に適合していると認めるときは、様式第十九の輸入検査合格証を交付するものとする。  
（協会等が行う輸入検査の申請等）  
第三十一条の二 前条の規定は、協会が行う輸入検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十一条の四第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「協会」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 法第二十二條第一項第一号の規定により届出をしようとする者は、当該輸入をした高压ガス及びその容器について協会が行つた輸入検査に応じ、様式第十九の二の高压ガス保安協会輸入検査受検届書を当該高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
3 前条の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十一条の四第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「指定輸入検査機関」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。

4 法第二十二條第一項第一号の規定により届出をしようとする者は、当該輸入をした高压ガス及びその容器について指定輸入検査機関が行つた輸入検査に応じ、様式第十九の三の指定輸入検査機関輸入検査受検届書を当該高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

場を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
（輸入高压ガスに係る技術上の基準）  
第三十一条の三 法第二十二條第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、経済産業大臣が定める高压ガスに関する内容物確認試験又は経済産業大臣がこれと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格することとする。

（協会等による輸入検査の報告）  
第三十一条の四 法第二十二條第二項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第十九の四の輸入検査結果報告書に輸入検査の記録を添えて、当該検査に係る高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
2 法第二十二條第二項の規定により、指定輸入検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第十九の五の輸入検査結果報告書に輸入検査の記録を添えて、当該検査に係る高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（廃棄に係る技術上の基準に従うべき高压ガスの指定）  
第三十三条 法第二十五条の経済産業省令で定める高压ガスは、可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスとする。  
（廃棄に係る技術上の基準）  
第三十四条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。  
一 可燃性ガス及び特性不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避

検査項目 輸入検査の方法  
第三十一条の三に規輸入をした高压ガスの圧定する高压ガスに關し、成分等を、分析、記録する内容物確認試験等により検査する。

第六章 高压ガスの廃棄に係る技術上の基準等  
（廃棄に係る技術上の基準に従うべき高压ガスの指定）  
第三十三条 法第二十五条の経済産業省令で定める高压ガスは、可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスとする。  
（廃棄に係る技術上の基準）  
第三十四条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 可燃性ガス及び特性不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避

け、かつ、大気中に放出して廃棄するとき  
は、通風のよい場所で少量ずつ放出するこ  
と。

二 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するとき  
は、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない  
場所であらなければならない。

**第七章 自主保安のための措置**

**(危害予防規程の届出等)**

**第三十五条** 法第二十六条第一項の規定により届  
出をしようとする第一種製造者は、様式第二十  
の危害予防規程届書に危害予防規程（変更のと  
きは、変更の明細を記載した書面）を添えて、  
事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出  
しなければならない。

2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める  
事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。  
一 法第八条第一号の経済産業省令で定める技  
術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で  
定める技術上の基準に関する事項。  
二 保安管理体制及び冷凍保安責任者の行うべ  
き職務の範囲に関する事項。  
三 製造設備の安全な運転及び操作に関するこ  
と（第一号に掲げるものを除く。）  
四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関す  
ること（第一号に掲げるものを除く。）  
五 製造施設の増設に係る工事及び修理作業の  
管理に関する事項（第一号に掲げるものを除  
く。）

六 製造施設が危険な状態となつたときの措置  
及びその訓練方法に関する事項。  
七 大規模な地震に係る防災及び被災対策に関  
する事項。

八 協力会社の作業の管理に関する事項。  
九 従業者に対する当該危害予防規程の周知方  
法及び当該危害予防規程に違反した者に対す  
る措置に関する事項。

十 保安に係る記録に関する事項。  
十一 危害予防規程の作成及び変更の系統に関  
すること。

十二 前各号に掲げるもののほか災害の発生の  
防止のために必要な事項に関する事項。

十三 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法  
律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防  
災対策強化地域（以下「強化地域」という。）

十四 内にある事業所（同法第六十一条に規定する  
者が設置している事業所及び不活性ガスのみの  
製造に係る事業所を除く。以下次項において同

じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省  
令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほ  
か、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に  
規定する地震予知情報及び同条第十三号に規  
定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）  
の伝達に関する事項。

二 警戒宣言が発せられた場合における避難の  
勧告又は指示に関する事項。

三 警戒宣言が発せられた場合における防災要  
員の確保に関する事項。

四 警戒宣言が発せられた場合における消火設  
備、防液堤その他保安に係る設備の整備及び  
点検に関する事項。

五 警戒宣言が発せられた場合における製造設  
備等の整備、点検、運転に関する事項。

六 その他地震災害の発生を防止又は軽減を図  
るための措置に関する事項。

七 地震防災に係る教育、訓練及び広報に関す  
ること。

八 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規  
定による強化地域の指定の際、当該強化地域内  
において冷凍に係る高圧ガスの製造を行う事業  
所に現に管理している第一種製造者は、当該指  
定があつた日から六月以内に、前項に掲げる事  
項の細目について、法第二十六条第一項の規定  
により、事業所の所在地を管轄する都道府県知  
事に提出しなければならない。

九 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に  
関する特別措置法（平成十四年法律第九十二  
号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震  
防災対策推進地域として指定された地域内にあ  
る事業所（同法第五条第一項に規定する者が設  
置している事業所及び不活性ガスのみの製造に  
係る事業所を除く。以下「南海トラフ地震」と  
いう。）に伴い発生する津波に係る地震防災対  
策を講ずべき者として同法第四条に規定する  
南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定め  
る者が設置している事業所に限る。次項にお  
いて同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済  
産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げる  
もののほか、次の各号に掲げる事項の細目とす  
る。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの  
円滑な避難の確保に関する事項。

二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震  
防災上必要な教育及び広報に関する事項。

一 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に  
関する特別措置法第三条第一項の規定による南  
海トラフ地震防災対策推進地域内の指定の際、当  
該南海トラフ地震防災対策推進地域内において  
冷凍に係る高圧ガスの製造を行う事業所に現に  
管理している第一種製造者は、当該指定があつ  
た日から六月以内に、前項に規定する事項の細  
目について、法第二十六条第一項の規定によ  
り、事業所の所在地を管轄する都道府県知事（当  
該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場  
合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十  
二条に規定する事務に該当しない場合にあつて  
は、当該所在地を管轄する指定都市の長）に提  
出しなければならない。

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地  
震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十  
六年法律第二十七号）第三条第一項の規定によ  
り日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策  
推進地域として指定された地域内にある事業所  
（同法第六条第一項に規定する者が設置してい  
る事業所及び不活性ガスのみの製造に係る事業  
所を除く。以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝  
型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地  
震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一  
項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地  
震防災対策推進基本計画で定める者が設置して  
いる事業所に限る。次項において同じ。）に係る  
法第二十六条第一項の規定による強化地域の指  
定の際、当該強化地域内において冷凍に係る高  
圧ガスの製造を行う事業所に現に管理している  
第一種製造者は、当該指定があつた日から六月  
以内に、前項に規定する事項の細目について、  
法第二十六条第一項

の規定により、事業所の所在地を管轄する都道  
府県知事（当該事業所の所在地が指定都市の区  
域内にある場合であつて、当該事業所に係る事  
務が令第二十二条に規定する事務に該当しない  
場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都  
市の長）に提出しなければならない。

三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十  
三年法律第二十三号）第八条第一項の規定に  
より津波浸水想定（同項に規定する「津波浸水  
想定」をいう。以下同じ。）が設定された区域  
内にある事業所に係る法第二十六条第一項の経  
済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲  
げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次  
の各号に掲げる事項の細目とする。

一 津波に関する警報が発令された場合にお  
ける当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経  
路その他の避難に関する事項。

二 津波に関する警報が発令された場合にお  
ける作業の速やかな停止、設備の安全な停止並  
びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及  
び権限に関する事項。

三 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練  
及び広報に関する事項。

四 津波による製造設備の破損又は流出による  
事業所内及び周辺地域において想定される被  
害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を  
管轄する都道府県知事及び市町村長に対する  
当該被害の想定に係る情報提供に関する事項  
（当該事業所の所在地における津波浸水想定  
が三メートルを超える場合に限る。）

五 津波に関する警報が発令された場合にお  
ける緊急遮断装置、消火設備、防液堤その他の  
保安に関する設備等の作業手順及び当該設備  
等の機能が喪失した場合における対応策に関  
する事項。

六 津波による被害を受けた製造施設の保安確  
保の方法に関する事項。

七 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一  
項の規定による津波浸水想定を設定の際、当該  
想定が設定された区域内において冷凍に係る高  
圧ガスの製造を行う事業所に現に管理している  
第一種製造者は、当該設定があつた日から一年  
以内に、前項に規定する事項の細目について、  
法第二十六条第一項の規定により、事業所の所  
在地を管轄する都道府県知事に提出しなければ  
ならない。

八 津波による被害を受けた製造施設の保安確  
保の方法に関する事項。

九 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一  
項の規定による津波浸水想定を設定の際、当該  
想定が設定された区域内において冷凍に係る高  
圧ガスの製造を行う事業所に現に管理している  
第一種製造者は、当該設定があつた日から一年  
以内に、前項に規定する事項の細目について、  
法第二十六条第一項の規定により、事業所の所  
在地を管轄する都道府県知事に提出しなければ  
ならない。

十 津波による被害を受けた製造施設の保安確  
保の方法に関する事項。

十一 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一  
項の規定による津波浸水想定を設定の際、当該  
想定が設定された区域内において冷凍に係る高  
圧ガスの製造を行う事業所に現に管理している  
第一種製造者は、当該設定があつた日から一年  
以内に、前項に規定する事項の細目について、  
法第二十六条第一項の規定により、事業所の所  
在地を管轄する都道府県知事に提出しなければ  
ならない。

十二 津波による被害を受けた製造施設の保安確  
保の方法に関する事項。

十三 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一  
項の規定による津波浸水想定を設定の際、当該  
想定が設定された区域内において冷凍に係る高  
圧ガスの製造を行う事業所に現に管理している  
第一種製造者は、当該設定があつた日から一年  
以内に、前項に規定する事項の細目について、  
法第二十六条第一項の規定により、事業所の所  
在地を管轄する都道府県知事に提出しなければ  
ならない。

十四 津波による被害を受けた製造施設の保安確  
保の方法に関する事項。

十五 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一  
項の規定による津波浸水想定を設定の際、当該  
想定が設定された区域内において冷凍に係る高  
圧ガスの製造を行う事業所に現に管理している  
第一種製造者は、当該設定があつた日から一年  
以内に、前項に規定する事項の細目について、  
法第二十六条第一項の規定により、事業所の所  
在地を管轄する都道府県知事に提出しなければ  
ならない。

十六 津波による被害を受けた製造施設の保安確  
保の方法に関する事項。

十七 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一  
項の規定による津波浸水想定を設定の際、当該  
想定が設定された区域内において冷凍に係る高  
圧ガスの製造を行う事業所に現に管理している  
第一種製造者は、当該設定があつた日から一年  
以内に、前項に規定する事項の細目について、  
法第二十六条第一項の規定により、事業所の所  
在地を管轄する都道府県知事に提出しなければ  
ならない。

十八 津波による被害を受けた製造施設の保安確  
保の方法に関する事項。

十九 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一  
項の規定による津波浸水想定を設定の際、当該  
想定が設定された区域内において冷凍に係る高  
圧ガスの製造を行う事業所に現に管理している  
第一種製造者は、当該設定があつた日から一年  
以内に、前項に規定する事項の細目について、  
法第二十六条第一項の規定により、事業所の所  
在地を管轄する都道府県知事に提出しなければ  
ならない。

(冷凍保安責任者の選任等)  
第三十六條 法第二十七條の四第一項の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる者(以下この条、次条及び第三十九條において「第一種製造者等」という。)は、次の表の上欄に掲げる製造施設の区分(認定指定設備を設置している第一種製造者等)にあつては、同表の上欄各号に掲げる冷凍能力から当該認定指定設備の冷凍能力を除く。)に、並びに、製造施設ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、冷凍保安責任者を選任しなければならない。この場合において、二以上の製造施設が、設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものであり、かつ、同一の計器室において制御されているときは、当該二以上の製造施設を同一の製造施設とみなし、これらの製造施設のうち冷凍能力(認定指定設備を設置している場合にあつては、当該認定指定設備の冷凍能力を除く。)が最大である製造施設の冷凍能力を同表の上欄に掲げる冷凍能力として、冷凍保安責任者を選任することができるものとする。

製造施設の区分	製造保安責任者	高圧ガスの製造に関する経験
一 一日の冷凍能力が百トン以上の製造施設	第一種冷凍機	一日の冷凍能力が百トン以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
二 一日の冷凍能力が三十トン以上	第一種冷凍機	一日の冷凍能力が三十トン以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
三 一日の冷凍能力が三トン未満	第一種冷凍機	一日の冷凍能力が三トン未満の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
その他	第二種冷凍機	第二種冷凍機を使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験

2 法第二十七條の四第一項第一号の經濟産業省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 製造設備が可燃性ガス及び毒性ガス(アンモニアを除く。)以外のガスを冷媒ガスとするものである製造施設であつて、次のイからチまでに掲げる要件を満たすもの(アンモニアを冷媒ガスとする製造設備により、二酸化炭素を冷媒ガスとする自然循環式冷凍設備の冷媒ガスを冷凍する製造施設にあつては、アンモニアを冷媒ガスとする製造設備の部分に限る。)
- イ 機器製造業者の事業所において次の(一)から(五)までに掲げる事項が行われるものであること。
- (1) 冷媒設備及び圧縮機用原動機を一の架台上に一体に組立てること。
- (2) 製造設備がアンモニアを冷媒ガスとするものである製造施設(設置場所が専用の室(以下「専用機械室」という。)である場合を除く。)にあつては、冷媒設備及び圧縮機用原動機をケーシング内に収納すること。
- (3) 製造設備がアンモニアを冷媒ガスとするものである製造施設(空冷凝縮器を使用するものに限る。)にあつては、当該凝縮器に散水するための散水口を設けること。
- (4) 冷媒ガスの配管の取付けを完了し気密試験を実施すること。
- (5) 冷媒ガスを封入し、試運転を行つて保安の状況を確認すること。
- ロ 製造設備がアンモニアを冷媒ガスとするものである製造施設にあつては、当該製造設備が被冷却物をブライン又は二酸化炭素を冷媒ガスとする自然循環式冷凍設備の冷媒ガスにより冷凍する製造設備であること。
- ハ 圧縮機の高圧側の圧力が許容圧力を超えたときに圧縮機の運転を停止する高圧遮断装置のほか、次の(一)から(七)までに掲げるものにより必要な自動制御装置を設けることであること。
- (1) 開放型圧縮機には、低圧側の圧力が常用の圧力より著しく低下したときに圧縮機の運転を停止する低圧遮断装置を設けること。
- (2) 強制潤滑装置を有する開放型圧縮機には、潤滑油圧力が運転に支障をきたす状態に至る圧力まで低下したときに圧縮機を停止する装置を設けること。ただし、作用する油圧が〇・一メガパスカル以下である場合には、省略することができると。
- (3) 圧縮機を駆動する動力装置には、過負荷保護装置を設けること。
- (4) 液体冷却器には、液体の凍結防止装置を設けること。
- (5) 水冷式凝縮器には、冷却水断水保護装置(冷却水ポンプが運転されなければ圧縮機が稼動しない機能的又は電気的連動機構を有する装置を含む。)を設けること。
- (6) 空冷式凝縮器及び蒸発式凝縮器には、当該凝縮器用送風機が運転されなければ圧縮機が稼動しないことを確保する装置を設けること。ただし、当該凝縮器が許容圧力以下の安定的な状態を維持する凝縮温度制御機構を有する場合であつて、当該凝縮器用送風機が維持することににより凝縮温度を適切に維持することができなるときには、当該装置を解除することができると。
- (7) 暖房用電熱器を内蔵するエアコンディショナ又はこれに類する電熱器を内蔵する冷凍設備には、過熱防止装置を設けること。
- ニ 製造設備がアンモニアを冷媒ガスとするものである製造施設にあつては、ハに掲げるものによるほか、次の(一)から(三)までに掲げる自動制御装置を設けるとともに、次の(四)から(八)までに掲げるものにより必要な自動制御装置を設けることであること。
- (1) ガス漏えい検知警報設備と連動して作動し、かつ、専用機械室又はケーシング外において遠隔から手動により操作できるスクラバー式又は散水式の除害設備を設けること。
- (2) 感震器と連動して作動し、かつ、手動により復帰する緊急停止装置を設けること。
- (3) ガス漏えい検知警報設備が通電されなければ冷凍設備が稼動しないことを確保する装置(停電時には、当該検知警報設備の電源を自動的に蓄電池又は発電機等の非常用電源に切り替えることができる機構を有するものに限る。)を設けること。
- (4) 専用機械室又はケーシング内の漏えいしたガスが滞留しやうい場所に、検出端部と連動して作動するガス漏えい検知警報設備を設けること。
- (5) 圧縮機又は発生器に、ガス漏えい検知警報設備と連動して作動し、かつ、専用機械室又はケーシング外において遠隔から手動により操作できる緊急停止装置を設けること。
- (6) 受液器又は凝縮器の出口配管の当該受液器又は凝縮器のいずれか一方の近傍に、ガス漏えい検知警報設備と連動して作動し、かつ、専用機械室又はケーシング外において遠隔から手動により操作できる緊急遮断装置を設けること。
- (7) 容積圧縮式圧縮機には、吐出される冷媒ガス温度が設定温度以上になつた場合に当該圧縮機の運転を停止する高温遮断装置を設けること。
- (8) 吸収式冷凍設備であつて直焚式発生器を有するものには、発生器内の溶液が設定温度以上になつた場合に当該発生器の運転を停止する溶液高温遮断装置を設けること。
- ホ 製造設備がアンモニアを冷媒ガスとするものである製造施設にあつては、当該製造設備の一日の冷凍能力が六十トン未満であること。
- ヘ 冷凍設備の使用に当たり、冷媒ガスの止め弁の操作を必要としないものであること。
- ト 製造設備が使用場所に分割して搬入される製造施設にあつては、冷媒設備に溶接又は切断を伴う工事を施すことなしに再組立てをすることができ、かつ、直ちに冷凍の用に供することができるものであること。
- チ 製造設備に変更の工事が施される製造施設にあつては、当該製造設備の設置台数、取付位置、外形寸法及び冷凍能力が機器製造時と同一であるとともに、当該製造設備

の部品の種類が、機器製造時と同等のもの  
であること。  
二 フルオロカーボン百十四の製造設備に係る  
製造施設

3 法第二十七条の四第一項第二号に規定する冷  
凍保安責任者を選任する必要のない第二種製造  
者は、次の各号のいずれかに掲げるものとす  
る。

一 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高  
圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能  
力が三トン以上（ヘリウム、ネオン、アルゴ  
ン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、  
二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性ガス  
を除く。）又は空気にあつては、二十トン以  
上。アンモニア又はフルオロカーボン（可  
燃性ガスに限る。）にあつては、五トン以上二  
十トン未満。）のものを使用して高圧ガスを  
製造する者

二 前項第一号の製造施設（アンモニアを冷媒  
ガスとするものに限る。）であつて、その製  
造設備の一日の冷凍能力が二十トン以上五十  
トン未満のものを使用して高圧ガスを製造す  
る者

（冷凍保安責任者の選任等の届出）  
第三十七条 法第二十七条の四第二項において準  
用する法第二十七条の二第五項の規定により届  
出する法第二十七条の二第五項の規定により届  
出しようとする第一種製造者等は、様式第二  
十一の冷凍保安責任者届書に当該冷凍保安責任  
者が交付を受けた製造保安責任者免状の写しを  
添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知  
事に提出しなければならない。ただし、解任の  
場合にあつては、当該写しの添付を省略するこ  
とができる。

（製造保安責任者免状の交付を受けている者の  
職務の範囲）  
第三十八条 法第二十九条第二項の経済産業省令  
で定める製造保安責任者免状の交付を受けてい  
る者が高圧ガスの製造に係る保安について職務  
を行うことができる範囲は、次の表の上欄に掲  
げる製造保安責任者免状の種類に、それぞ  
れ同表の下欄に掲げるものとす。

第一種冷凍機械責 任者免状	製造保安責任者免状の交付を受けることができる範囲 の種類の 第一種冷凍機械責 任者免状	製造施設における製造に係る 保安
------------------	------------------------------------------------------	---------------------

第二種冷凍機械責  
任者免状  
満の製造施設における製造に  
係る保安  
第三種冷凍機械責  
任者免状  
の製造施設における製造に係  
る保安

（冷凍保安責任者の代理者の選任等）  
第三十九条 法第三十三条第一項の規定により、  
第一種製造者等は、第三十六条の表の上欄に掲  
げる製造施設の区分（認定指定設備を設置して  
いる第一種製造者等にあつては、同表の上欄ガ  
スに掲げる冷凍能力から当該認定指定設備の冷  
凍能力を除く。）に応じ、それぞれ同表の中欄  
に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けてい  
る者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの  
製造に関する経験を有する者のうちから、冷凍  
保安責任者の代理者を選任しなければならない  
い。

2 法第三十三条第三項において準用する法第二  
十七條の二第五項の規定により届出をしよう  
とする第一種製造者等は、様式第二十二の冷凍保  
安責任者代理者届書に、当該代理者が交付を受  
けた製造保安責任者免状の写しを添えて、事業  
所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しな  
ければならない。ただし、解任の場合にあつて  
は、当該写しの添付を省略することができる。

第八章 保安検査及び定期自主検査  
第一節 保安検査  
（特定施設の範囲等）  
第四十条 法第三十五条第一項本文の経済産業省  
令で定めるものは、次の各号に掲げるものを除  
く製造施設（以下「特定施設」という。）とす  
る。

一 ヘリウム、フルオロカーボン二十一又はフ  
ルオロカーボン百十四を冷媒ガスとする製造  
施設  
二 製造施設のうち認定指定設備の部分  
2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若し  
くは指定都市の長が行う保安検査又は同項第二  
号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査  
は、三年に一回受け、又は自ら行わなければな  
らない。ただし、災害その他やむを得ない事由  
によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行  
うことが困難であるときは、当該事由を勘案し  
て経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は  
自ら行わなければならない。

3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項  
の保安検査を受けようとする第一種製造者は、  
第二十一条第二項の規定により製造施設完成検  
査証の交付を受けた日又は前回の保安検査につ  
いて次項の規定により保安検査証の交付を受け  
た日から二年十一月を超えない日までに、様式  
第二十三の保安検査申請書を事業所の所在地を  
管轄する都道府県知事に提出しなければならない  
い。

4 都道府県知事又は指定都市の長は、法第三十  
五条第一項本文の保安検査において、特定施設  
が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術  
上の基準に適合しているものと認めるときは、様式  
第二十四の保安検査証を交付するものとする。  
（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）  
第四十一条 法第三十五条第一項第一号の経済産  
業省令で定めるものは、前条第一項に規定する  
製造施設とする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が  
行う保安検査に準用する。この場合において、  
同条第二項中「法第三十五条第一項本文の都道  
府県知事若しくは指定都市の長」とあるのは  
「法第三十五条第一項第一号の協会」と、同条  
第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県  
知事」とあるのは「協会」と、同条第四項中  
「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは  
「協会」と読み替えるものとする。

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協  
会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又  
は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造  
者は、様式第二十五の高圧ガス保安協会保安検  
査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在  
地を管轄する都道府県知事に提出しなければな  
らない。

4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保  
安検査機関が行う保安検査に準用する。この場  
合において、同条第二項中「法第三十五条第一  
項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長」と  
あるのは「法第三十五条第一項第一号の指定  
保安検査機関」と、同条第三項中「事業所の所  
在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事  
業所の所在地において保安検査を行う指定保安  
検査機関」と、同条第四項中「都道府県知事又  
は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機  
関」と読み替えるものとする。

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指  
定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都  
道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとし  
る第一種製造者は、様式第二十六の指定保安検  
査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた  
事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出  
しなければならない。  
（協会等の保安検査の報告）  
第四十二条 法第三十五条第三項の規定により報  
告をしようとする協会は、様式第二十七の保安  
検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、保  
安検査をした事業所の所在地を管轄する都道府  
県知事に提出しなければならない。

2 法第三十五条第三項の規定により報告をしよう  
とする指定保安検査機関は、様式第二十八の  
保安検査結果報告書に保安検査の記録を添え  
て、保安検査をした事業所の所在地を管轄する  
都道府県知事に提出しなければならない。  
（保安検査の方法）  
第四十三条 法第三十五条第四項の経済産業省令  
で定める保安検査の方法は、開放、分解その他  
の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認  
するために十分な方法並びに作動検査その他の  
機能及び作動の状況を確認するために十分な方  
法でなければならない。

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただ  
し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。  
一 法第三十五条第一項第二号の規定により経  
済産業大臣の認定を受けている者の行う保安  
検査の方法であつて、経済産業大臣が認めた  
ものを用いる場合  
二 第六十九条の規定により経済産業大臣が認  
めた基準に係る保安検査の方法であつて、当  
該基準に応じて適切であると経済産業大臣が  
認めたものを用いる場合  
三 製造設備が定置式製造設備（第七条第一項  
第三号及び第十五号に掲げる基準（特定不活  
性ガスに係るものに限る。）に係るものに限  
る。）及び移動式製造設備（第八条第二号で  
準用する第七号第一項第三号に掲げる基準  
（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係る  
ものに限る。）である製造施設において、別  
表第二に定める方法を用いる場合

3 認定保安検査実施者に係る認定が法第三十九  
条の十二第一項の規定による取消しその他の事  
由によりその効力を失つたときは、当該認定保  
安検査実施者であつた者は、当該認定に係る特  
定施設について、第四十条第二項本文の規定に  
かわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは  
指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会  
若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受

3 認定保安検査実施者に係る認定が法第三十九  
条の十二第一項の規定による取消しその他の事  
由によりその効力を失つたときは、当該認定保  
安検査実施者であつた者は、当該認定に係る特  
定施設について、第四十条第二項本文の規定に  
かわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは  
指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会  
若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受

3 認定保安検査実施者に係る認定が法第三十九  
条の十二第一項の規定による取消しその他の事  
由によりその効力を失つたときは、当該認定保  
安検査実施者であつた者は、当該認定に係る特  
定施設について、第四十条第二項本文の規定に  
かわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは  
指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会  
若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受



けてその旨を都道府県知事若しくは指定都市の長に届けなければならない。この場合において、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用する。

4 前項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第二十三の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第二十四の保安検査証を交付するものとする。

6 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第四項中「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「協会」と読み替えるものとする。

7 第三項の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届けようとする認定保安検査実施者であつた者は、様式第二十五の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

8 第四項及び第五項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第四項中「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

9 第三項の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届けようとする認定保安検査実施者であつた者は、様式第二十六の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

10 協会及び指定保安検査機関は、第三項の規定により保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

11 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第二十七の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

12 指定保安検査機関が第十項の規定による報告をしようとするときは、様式第二十八の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

**第二節 定期自主検査**  
(定期自主検査を行う製造施設等)

第四十四条 法第三十五条の二の一日の冷凍能力が経済産業省令で定める値は、アンモニア又はフルオロカーボン（不活性のものを除く。）を冷媒ガスとするものにあつては、二十トンとする。

2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、製造施設（第三十六条第二項第一号に掲げる製造施設（アンモニアを冷媒ガスとするものに限る。）であつて、その製造設備の一日の冷凍能力が二十トン以上五十トン未満のものを除く。）とする。

3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、第一種製造者の製造施設にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。

4 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者（製造施設が第三十六条第二項各号に掲げるものである者及び第六十九条の規定に基づき経済産業大臣が冷凍保安責任者の選任を不要とした者を除く。）又は第二種製造者（製造施設が第三十六条第三項各号に掲げるものである者及び第六十九条の規定に基づき経済産業大臣が冷凍保安責任者の選任を不要とした者を除く。）は、同条の自主検査を行うときは、その選任した冷凍保安責任者に当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。

5 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者及び第二種製造者は、検査記録に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 検査をした製造施設
- 二 検査をした製造施設の設備ごとの検査方法及び結果
- 三 検査年月日
- 四 検査の実施について監督を行った者の氏名（電磁的方法による保存）

第四十四条の二 法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

**第九章 危険時の措置**  
(危険時の措置)  
第四十五条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生防止のための応急の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 製造施設が危険な状態になつたときは、直ちに、応急の措置を行うとともに製造の作業を中止し、冷媒設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。
- 二 前号に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じ付近の住民に退避するよう警告すること。

**第十章 完成検査及び保安検査に係る認定等**  
（完成検査に係る認定の申請等）  
第四十六条 法第三十九条の二第一項の規定により、法第二十条第三項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第二十九の認定完成検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数及び組織図

二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、冷凍能力別製造設備一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

三 法第三十九条の三第一項の完成検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2 法第三十九条の二第一項の経済産業省令で定める特定変更工事は、製造施設にあつては新たな製造施設の設置の工事以外の変更の工事であつて、継続して二年以上高圧ガスを製造している施設に係るものとする。

（完成検査に係る認定の基準等）  
第四十七条 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第三で定めるところによるものとする。

2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

- 一 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項
- 二 法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に関する事項
- 三 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の三第一項各号に該当していると認めるときは、様式第三十の認定完成検査実施者認定証を交付するものとする。

（保安検査に係る認定の申請等）  
第四十八条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第三十一の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数及び組織図
- 二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、冷凍能力別製造設備一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

2 法第三十九条の二第一項の経済産業省令で定める特定変更工事は、製造施設にあつては新たな製造施設の設置の工事以外の変更の工事であつて、継続して二年以上高圧ガスを製造している施設に係るものとする。

（完成検査に係る認定の基準等）  
第四十七条 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第三で定めるところによるものとする。

2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

- 一 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項
- 二 法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に関する事項
- 三 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の三第一項各号に該当していると認めるときは、様式第三十の認定完成検査実施者認定証を交付するものとする。

（保安検査に係る認定の申請等）  
第四十八条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第三十一の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数及び組織図
- 二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、冷凍能力別製造設備一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

2 法第三十九条の二第一項の経済産業省令で定める特定変更工事は、製造施設にあつては新たな製造施設の設置の工事以外の変更の工事であつて、継続して二年以上高圧ガスを製造している施設に係るものとする。

（完成検査に係る認定の基準等）  
第四十七条 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第三で定めるところによるものとする。

2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

- 一 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項
- 二 法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に関する事項
- 三 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の三第一項各号に該当していると認めるときは、様式第三十の認定完成検査実施者認定証を交付するものとする。

（保安検査に係る認定の申請等）  
第四十八条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第三十一の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数及び組織図
- 二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、冷凍能力別製造設備一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

2 法第三十九条の二第一項の経済産業省令で定める特定変更工事は、製造施設にあつては新たな製造施設の設置の工事以外の変更の工事であつて、継続して二年以上高圧ガスを製造している施設に係るものとする。

（完成検査に係る認定の基準等）  
第四十七条 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第三で定めるところによるものとする。

2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

- 一 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項
- 二 法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に関する事項
- 三 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の三第一項各号に該当していると認めるときは、様式第三十の認定完成検査実施者認定証を交付するものとする。

積、冷凍能力別製造設備一覽表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

三 法第三十九条の五第一項の保安検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2 前項の申請において、第四十六条第一項による完成検査に係る認定の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第四十六条第一項に掲げる書類のうち共通の内容とするものに限り、当該書類を添えることを要しない。

3 法第三十九条の四第一項の経済産業省令で定める特定施設は、第四十条第一項に規定する特定施設のうち、継続して二年以上高圧ガスを製造している施設に係るものとする。

(保安検査に係る認定の基準等)

第四十九条 法第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第四に定めるところによるものとする。

2 法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一 法第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に関する事項

3 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の五第一項各号に該当していると認めるときは、様式第三十二の認定保安検査実施者認定証を交付するものとする。

(協会等による調査の申請等)

第五十条 法第三十九条の七第一項の規定により、協会又は検査組織等調査機関(以下この条において「協会等」という。)が行う調査を受けようとする第一種製造者は、様式第三十三の認定完成検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数及び組織図

二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、冷凍能力別製造設備一覽表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

三 法第三十九条の三第一項の完成検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に関する事項

3 法第三十九条の七第二項の規定により、協会等は、前項の調査において、申請の内容が法第三十九条の三第一項各号に該当していると認めるときは、様式第三十四の認定完成検査実施者調査証を交付するものとする。

4 法第三十九条の七第三項の規定により、協会等が行う調査を受けようとする第一種製造者は、様式第三十五の認定保安検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数及び組織図

二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、冷凍能力別製造設備一覽表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

三 法第三十九条の五第一項の保安検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

5 前項の申請において、第一項による完成検査に係る協会等の調査の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第一項の書類のうち共通の内容とするものに限る、当該書類を添えることを要しない。

6 法第三十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一 法第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に関する事項

7 法第三十九条の七第四項の規定により、協会等は、前項の調査において、申請の内容が法第三十九条の五第一項各号に該当していると認めるときは、様式第三十六の認定保安検査実施者調査証を交付するものとする。

(認定の更新)

第五十一条 法第三十九条の八第一項の規定により、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者が認定の更新を受ける場合は、第四十六条から前条までの規定を準用するものとする。

(認定内容の変更の届出)

第五十二条 法第三十九条の九第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第三十七の認定完成検査実施者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第三十九条の九第二項の規定により届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第三十八の認定保安検査実施者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(施設追加)

第五十三条 認定完成検査実施者が、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設を追加する場合にあつては、第四十六条、第四十七条及び第五十条第一項から第三項の規定を準用する。ただし、第四十六条第一項又は第五十条第一項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定変更工事に係る書類の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第四十八条、第四十九条及び第五十条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、第四十八条第一項又は第五十条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第四十八条、第四十九条及び第五十条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、第四十八条第一項又は第五十条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(検査記録の作成)

第五十四条 法第三十九条の十第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 検査年月日  
二 検査に係る責任者の氏名  
三 検査をした特定変更工事の内容  
四 特定変更工事の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

2 法第三十九条の十第三項で準用する同条第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 検査年月日  
二 検査に係る責任者の氏名  
三 検査をした特定施設  
四 保安検査を行った特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

(検査記録の届出)

第五十五条 法第三十九条の十一第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第三十九の完成検査記録届書に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 検査をした特定変更工事の内容  
二 特定変更工事の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

2 法第三十九条の十一第二項の規定により届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第四十の保安検査記録届書に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 検査をした特定施設  
二 保安検査を行った特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

第十章の二 認定高度保安実施者等(認定の申請)

第五十五条の二 法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第四十の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数及び組織図

二 申請に係る事業所の概要を記載した書類  
 設立年月日、従業員数、敷地面積、冷凍能力  
 別製造設備一覧表、施設配置図及び系列会社  
 又は協力会社との関係を示す系統図  
 三 次条第一項及び第二項に規定する基準に適  
 合していることを説明する書類

四 令第十条の二ただし書の規定の適用を受け  
 ようとする場合にあっては、その旨並びに次  
 条第三項及び第四項に規定する基準に適合し  
 ていることを説明する書類  
 (認定の基準)

第五十五条の三 法第三十九条の十四第一項第一  
 号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に  
 掲げるものとする。

- 一 別表第五に定めるところによること。
- 二 申請に係る製造施設及び特定施設が、前条  
 の認定の申請時において、継続して二年以上  
 高压ガスを製造しているものであること。
- 三 法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業  
 省令で定める基準は、次の各号に掲げるものと  
 する。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用  
 いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた  
 保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応  
 じて当該技術の活用について見直しを行う体  
 制を整備していること。

三 申請に係る第一種製造者の役員又は事業所  
 の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術  
 を用いた保安の確保の方法を積極的に推進し  
 ていること。

3 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定め  
 る特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも  
 該当するものとする。

一 危険源の特定及び評価を実施し、その結果  
 に基づき、当該危険源による保安への影響を  
 軽減するための措置を網羅的に実施する体制  
 を整備しており、かつ、適切に実施している  
 こと。

二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する  
 体制を整備しており、かつ、適切に実施して  
 いること。

三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体  
 制を整備しており、かつ、適切に活用してい  
 ること。

四 連続運転期間（運転を停止して行った前回  
 の保安検査の日から運転停止をして行う次回

の保安検査の日までの期間をいう。）及び保  
 安検査の方法を適切に評価できる体制を整備  
 しており、かつ、適切に評価していること。

五 前各号に掲げる事項について継続的改善を  
 行っていること。

令第十条の二ただし書の経済産業省令で定め  
 る特に高度な情報通信技術を用いたものは、先  
 端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法  
 であつて、保安を確保するため作業員が行うべ  
 き判断を補助する技術を活用するものをいう。

5 法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が  
 行う検査は、第一項から第四項までの規定への  
 適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査  
 又はこれらに類する検査により行うものとする。

6 経済産業大臣は、前項の検査において、前条  
 第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定  
 する基準に適合していると認めるときは、様式  
 第四十の三の認定高度保安実施者認定証を交付  
 するものとする。ただし、第一項から第四項ま  
 でに規定する基準に適合していると認めるとき  
 は、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式  
 第四十の四の特定認定高度保安実施者認定証を  
 交付するものとする。

(協会の調査)

第五十五条の四 法第三十九条の十六第一項の規  
 定により、協会又は法第三十九条の十四第二項  
 ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条  
 第一項から第四項までの規定への適合に関する  
 事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技  
 術的事項の確認に関するものとし、書類調査及  
 び現地調査又はこれらに類する調査により行  
 う。

2 法第三十九条の十六第二項の規定による通知  
 は、様式第四十の五の調査通知書により行うも  
 のとする。

(認定の更新)

第五十五条の五 前三条の規定は、法第三十九  
 条の十七第一項の認定の更新に準用する。

(認定内容の変更の届出)

第五十五条の六 法第三十九条の十八の規定によ  
 る届出をしようとする認定高度保安実施者は、  
 様式第四十の六の認定高度保安実施者変更届書  
 に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、  
 事業所の所在地を管轄する産業保安監督部  
 長を経由して経済産業大臣に提出しなければな  
 らない。

(施設の追加)

第五十五条の七 第五十五条の二から第五十五  
 条の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら  
 特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又  
 は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合  
 について準用する。この場合において、第五十  
 五条の三第六項ただし書の規定は、当該認定高  
 度保安実施者が特定認定高度保安実施者（令第  
 十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安  
 実施者をいう。以下同じ。）であり、かつ、こ  
 の項前段において準用する第五十五条の二の申  
 請の内容が第五十五条の三第三項及び第四項に  
 規定する基準に適合していると認められる場合に限  
 って、適用する。

2 前項の場合において、認定高度保安実施者  
 は、第五十五条の二（同項前段において準用す  
 る場合を含む。）の規定により既に提出した書  
 類の内容に変更がないときは、同項前段におい  
 て準用する同条の規定にかかわらず、当該規定  
 により提出すべき書類の添付を省略することが  
 できる。

(認定高度保安実施者の承継の届出)

第五十五条の八 法第三十九条の十九第二項の規  
 定による届出をしようとする認定高度保安実施  
 者の地位を承継した者は、様式第四十の七の認  
 定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当  
 該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所  
 を承継させた分割があつた事実を証する書面  
 （相続の場合であつて、相続人が二人以上ある  
 ときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の  
 同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄  
 する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣  
 に提出しなければならない。

(製造のための施設等の変更の特例)

第五十五条の九 法第三十九条の二十一第一項の  
 経済産業省令で定める重要なものは、次の各号  
 に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とす  
 る。

- 一 特定変更工事
- 二 製造の方法の変更であつて、冷媒設備の変  
 更の工事により、許容圧力を変更するもの

2 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令  
 で定める軽微なものは、許容圧力の変更を伴わ  
 ない製造の方法の変更とする。

3 法第三十九条の二十一第一項の規定による届  
 出をしようとする認定高度保安実施者は、様式  
 第四十の八の認定高度保安実施者高压ガス製造

施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所  
 の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなけ  
 ればならない。

4 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に  
 掲げる事項のうち、変更のあつた部分について  
 記載しなければならない。

5 法第三十九条の二十一第二項の記録には、次  
 の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 変更の工事の内容
- 二 法第八条第一号の経済産業省令で定める技  
 術上の基準に関する事項
- 6 法第三十九条の二十一第三項の記録には、次  
 の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 製造の方法の変更の内容
- 二 法第八条第二号の経済産業省令で定める技  
 術上の基準に関する事項

(完成検査の特例)

第五十五条の十 法第三十九条の二十二第一項後  
 段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行  
 う完成検査の方法は、別表第一のとおりとす  
 る。

2 法第三十九条の二十二第二項の検査記録に  
 は、次の各号に掲げる事項を記載しなければな  
 らない。

- 一 完成検査年月日
- 二 完成検査に係る責任者の氏名
- 三 完成検査を行った特定変更工事の内容
- 四 完成検査を行った製造施設の設備ごとの検  
 査の方法、記録及びその結果の詳細

(冷凍保安責任者に係る特例)

第五十五条の十一 法第三十九条の二十六の記録  
 には、次の各号に掲げる事項を記載しなければ  
 ならない。

- 一 選任し、又は解任した冷凍保安責任者の  
 氏名
- 二 選任した冷凍保安責任者の製造保安責任者  
 免状の種類
- 三 選任又は解任の年月日

2 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとと  
 もに保存しなければならない。

(保安検査等の特例)

第五十五条の十二 法第三十九条の二十七第一項  
 後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら  
 行う保安検査は、当該認定に係る特定施設につ  
 いて、三年に一回行わなければならない。ただ

し、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2 前項の保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定高度保安実施者が、法第三十九条の十三の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有している

と経済産業大臣が認める者が確認したものを

用いる場合

4 第一項の保安検査を行った認定高度保安実施者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保安検査年月日

二 保安検査に係る責任者の氏名

三 保安検査をした特定施設

四 保安検査を行った特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

(認定の取消し等に伴う保安検査等)

**第五十五条の十三 認定高度保安実施者又は特定認定高度保安実施者**に係る認定が法第三十九条の二十第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定高度保安実施者であつた者又は当該特定認定高度保

安実施者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第三項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2 前条第三項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第五十五条の十五の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき(前項の規定に該当するときは除く)は、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、前条第三項第二号及び第三号の規定を適用する。

一 前条第三項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと

二 都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けること

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること

3 第一項又は前項第二号の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第二十三の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術

上の基準に適合していることを認めるときは、様式第二十四の保安検査証を交付するものとする。

5 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは、「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

6 第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第二十五の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは、「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8 第一項又は第二項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第二十六の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9 協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第二十七の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11 指定保安検査機関が第九項の規定による報告をしようとするときは、様式第二十八の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(電磁的方法による保存)

**第五十五条の十四 法第三十九条の二十一第二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二**

十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九条の二十六に規定する記録並びに法第三十九条の二十七第一項に規定する検査記録は、これらにより記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(令第十条の二ただし書の適用)

**第五十五条の十五 経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第五十五条の第三項又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第四十の九の通知書によりその旨を通知するものとする。**

**第十一章 指定設備に係る認定**

**第五十六条 法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第四十一の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関(以下「指定設備認定機関等」という。)に提出しなければならない。**

一 申請者の概要を記載した書類

二 認定を受けようとする設備の品名及び設計図その他当該設備の仕様を明らかにする書類

三 認定を受けようとする設備の製造及び品質管理の方法の概略を記載した書類

四 第六十四条に規定する試験に関する成績証明書

五 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類

2 指定設備認定機関等は、第一項の申請があつた場合において、当該申請の内容を審査し、必要があると認めるときは、認定のための調査をすることができる。

（指定設備に係る技術上の基準）  
**第五十七条** 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 指定設備は、当該設備の製造業者の事業所（以下この条において「事業所」という。）において、第一種製造者が設置するものにあつては第七條第二項（同条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十五号を除く。）、第二種製造者が設置するものにあつては第十二條第二項（第七條第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十五号を除く。）の基準に適合することを確保するように製造されていること。
- 二 指定設備は、ブラインを共通に使用する以外には、他の設備と共通に使用する部分がないこと。
- 三 指定設備の冷媒設備は、事業所において脚上又は一つの架台上に組み立てられていること。
- 四 指定設備の冷媒設備は、事業所で行う第七條第一項第六号に規定する試験に合格することであること。
- 五 指定設備の冷媒設備は、事業所において試験を行ひ、使用場所に分割されずに搬入されるものであること。
- 六 指定設備の冷媒設備のうち直接風雨にさらされる部分及び外表面に結露のおそれのある部分には、銅、銅合金、ステンレス鋼その他耐腐食性材料を使用し、又は耐腐食処理を施しているものであること。
- 七 指定設備の冷媒設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接又はろう付けによること。ただし、溶接又はろう付けによることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもつて代えることができる。
- 八 凝縮器が縦置き円筒形の場合は、胴部の長さ五メートル未満であること。
- 九 受液器は、その内容積が五千リットル未満であること。
- 十 指定設備の冷媒設備には、第七條第八号の安全装置として、破裂板を使用しないこと。ただし、安全弁と破裂板を直列に使用する場合は、この限りでない。
- 十一 液状の冷媒ガスが充填され、かつ、冷媒設備の他の部分から隔離されることのある容器であつて、内容積三百リットル以上のものには、同一の切り換え弁に接続された二つ以上の安全弁を設けること。
- 十二 冷凍のための指定設備の日常の運転操作に必要な冷媒ガスの止め弁には、手動式のものを使用しないこと。
- 十三 冷凍のための指定設備には、自動制御装置を設けること。
- 十四 容積圧縮式圧縮機には、吐出冷媒ガス温度が設定温度以上になつた場合に圧縮機の運転を停止する装置が設けられていること。

**第五十八條** 法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第四十二のとおりとする。

**第五十九條** 法第五十六条の八第三項において準用する法第五十六条の四第三項の規定により、指定設備認定証の再交付を受けようとする者は、様式第四十三の指定設備認定証再交付申請書を、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会が交付した指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に提出しなければならない。（表示）

**第六十條** 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鑄出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

- 一 指定設備認定証の交付番号
  - 二 指定設備の製造業者の名称又はその略称若しくは符号
  - 三 指定設備認定機関等の名称又はその略称若しくは符号
  - 四 冷凍能力（記号 R T、単位 トン）
  - 五 冷媒ガスの種類及び充填量（単位 キログラム）
- 第六十一条** 法第五十六条の九第二項において準用する法第五十六条の六の規定により、指定設備認定証の返納

備認定証の返納をしようとする者は、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に返納しなければならない。（指定設備認定証が無効となる設備の変更の工事等）

**第六十二条** 認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等（転用を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったときは、当該認定指定設備に係る指定設備認定証は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

- 一 当該変更の工事が同等の部品への交換のみである場合
- 二 認定指定設備の移設等を行った場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた場合
- 三 認定指定設備を設置した者は、その認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等を行ったときは、前項ただし書の場合を除き、前条の規定により当該指定設備に係る指定設備認定証を返納しなければならない。

**第六十三条** 前条第二項の調査を受けようとする者は、様式第四十三の二の認定指定設備技術基準適合調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

- 一 指定設備認定証の写し
- 二 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
- 三 前項の規定により指定設備認定機関等が行う調査は、書類調査により行うものとする。
- 四 指定設備認定機関等は、前項の調査において、申請の内容が第五十七条各号に適合している

と認めるときは、様式第四十三の三の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

**第十二章** 機器の製造に係る技術上の基準等

（冷凍設備に用いる機器の指定）  
**第六十三条** 法第五十七条の経済産業省令で定めるものは、もつぱら冷凍設備に用いる機器（以下単に「機器」という。）であつて、一日の冷凍能力が三トン以上（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）又は空気にあつては、五トン以上。）の冷凍機とする。

（機器の製造に係る技術上の基準）  
**第六十四条** 法第五十七条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 機器の冷媒設備（一日の冷凍能力が二十トン未満のものを除く。）に係る経済産業大臣が定める容器（ポンプ又は圧縮機に係るものを除く。以下この号において同じ。）は、次に適合すること。
- イ 材料は、当該容器の設計圧力（当該容器を使用することができるとする最高圧力）として設計された適切な圧力を用いる。以下この条において同じ。設計圧力（当該容器を使用することができるとする最高又は最低の温度として設定された適切な温度をいう。以下この号において同じ。）、製造する高圧ガスの種類等に応じ、適切なものであること。
- ロ 容器は、設計圧力又は設計温度において発生する最大の応力に対し安全な強度を有しなければならない。
- ハ 容器の板の厚さ、断面積等は、形状、寸法、設計圧力、設計温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、適切であること。
- ニ 溶接は、継手の種類に応じ適切な種類及び方法により行うこと。
- ホ 溶接部（溶着金属部分及び溶接による熱影響により材質に変化を受ける母材の部分）をいう。以下同じ。は、母材の最小引張強さ（母材が異なる場合は、最も小さい値）以上の強度を有するものでなければならぬ。ただし、アルミニウム及びアルミニウム合金、銅及び銅合金、チタン及びチタン合金又は九パーセントニッケル鋼を母材とする場合であつて、許容引張応力の値

以下で使用するとき、当該許容引張応力の値の四倍の値以上の強度を有する場合は、この限りでない。

ト 溶接部については、応力除去のため必要な措置を講ずること。ただし、応力除去を行う必要がないと認められるときは、この限りでない。

チ 構造は、その設計に対し適切な形状及び寸法でなければならぬ。

チ 材料の切断、成形その他の加工（溶接を除く。）は、ロ及びハの規定によるほか、次の（一）から（四）までに掲げる規定によらなければならない。

(1) 材料の表面に使用上有害な傷、打こん、腐食等の欠陥がないこと。

(2) 材料の機械的性質を損なわないこと。

(3) 公差が適切であること。

(4) 使用上有害な歪みがないこと。

リ 突合せ溶接による溶接部は、同一の溶接条件ごとに適切な機械試験に合格するものであること。ただし、当該容器の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものを行う試験に合格した場合は、この限りでない。

又 突合せ溶接による溶接部は、その内部に使用上有害な欠陥がないことを確認するため、高圧ガスの種類等に応じ、放射線透過試験その他の内部の欠陥の有無を検査する適切な非破壊試験に合格するものであること。ただし、非破壊試験を行うことが困難であるとき、又は非破壊試験を行う必要がないと認められるときは、この限りでない。

ル 低合金鋼を母材とする容器の溶接部その他安全上重要な溶接部は、その表面に使用上有害な欠陥がないことを確認するため、磁粉探傷試験その他の表面の欠陥の有無を検査する適切な非破壊試験に合格するものであること。ただし、非破壊試験を行うことが困難であるとき、又は非破壊試験を行う必要がないと認められるときは、この限りでない。

二 機器は、冷媒設備について設計圧力以上の圧力で行う適切な気密試験及び配管以外の部

分について設計圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用するが困難である耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、設計圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）に合格するものであること。ただし、耐圧試験にあつては、当該冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものを行う試験に合格した場合は、この限りでない。

三 機器の冷媒設備は、振動、衝撃、腐食等により冷媒ガスが漏れないものであること。

四 機器（第一号に掲げる容器を除く。）の材料及び構造は、当該機器が前二号の基準に適合することとなるものであること。

第十三章 雑則

第六十五条 (帳簿) 法第六十条第一項の規定により、第一製造者は、事業所ごとに、製造施設に異常があつた年月日及びそれに対してとつた措置を記載した帳簿を備え、記載の日から十年間保存しなければならない。

第六十五条之二 法第六十条の二の経済産業省令で定める者は、第一製造者とする。

2 第一製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

(収去証)

第六十六条 法第六十二条第一項の規定により、経済産業大臣がその職員により高圧ガスを収去させるときは、被収去者に様式第四十四の収去証を交付しなければならない。

(身分を示す証票)

第六十七条 法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証票は、様式第四十五とする。

(事故届)

第六十八条 法第六十三条の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第四十六の事故届書、事故が発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該

場所を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

（産業保安監督部長に対する都道府県知事等の報告）

第六十八条之二 都道府県知事又は指定都市の長は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細については、次の表の上欄に掲げる事故の区分に及び、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第四十七の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

Table with 2 columns: 事故の区分 (Accident Classification) and 報告期限 (Reporting Period). Rows include: 1. 一次のイからニまでのいずれかに該当する事故 (Accidents corresponding to I-N of the first category); 2. 死者が一名以上、重傷者が（負傷）の治療に要する期間が三十日以上（負傷者をいう。）が二名以上若しくは軽傷者（負傷の治療に要する期間が三十日未満の負傷者をいう。）が六名以上の人身被害又はこれと同等以上の人身被害が生じた事故 (Accidents with significant casualties); 3. 一億円以上の事故 (Accidents exceeding 100 million yen); 4. 大規模な火災又はガスの大量の漏えいがあつた事故その他重大な社会的影響を及ぼしたと認められる事故 (Major accidents with significant social impact).

二 前号に規定する事故以外の事故が発生した月の一月份の事故を取りまとめ、翌月十日まで

2 都道府県知事は、令第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第四十八の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

(危険のおそれのない場合等の特則)

第六十九条 第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第二十條、第二十七條、第三

十一條の三、第三十三條、第三十四條、第五十七條及び第六十四條に規定する基準並びに第三十六條の規定による冷凍保安責任者の選任については、経済産業大臣が高圧ガスの種類、周囲の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、経済産業大臣がその程度に応じて認めたものによるものとする。

第七十条 第四十二條、第五十五條、第六十七條及び第六十八條（都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定め別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附則 抄

1 この省令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

2 この省令施行前に高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号。以下「旧規則」という。）第十一条第一項第九号の規定により通商産業大臣が同等以上のものと認められた試験については、第十条第五号の規定により通商産業大臣が同等以上のものと認めたものとみなす。

4 通商産業大臣の行なつた第三種冷凍機械主任者免状にかかる高圧ガス作業主任者試験に合格している者については、第二十八條および第二十九條の規定については、第二十八條中「その第二種冷凍機械主任者免状または第三種冷凍機械主任者免状にかかる高圧ガス作業主任者試験を行なつた都道府県知事。以下次条において同じ。」とあるのは「居住地を管轄する都道府県知事」と、第二十九條中「通商産業大臣」とあるのは「当該作業主任者免状の交付を行なつた都道府県知事（昭和四十三年六月一日前に第三種冷凍機械主任者免状の交付を受けている者が同日以後における最初の再交付を受けようとする場合にあつては、居住地を管轄する都道府県知事）」とする。

附則（昭和四十二年四月二日通商産業省令第四四号） この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十三年四月一五日通商産業省令第四一号） この省令は、昭和四十三年五月一日から施行する。

1 この省令は、昭和四十三年五月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に第二種冷凍機械主任者免状にかかる高圧ガス作業主任者試験に合格している者についての改正後の冷凍保安規則第二十八条および第二十九条の規定の適用については、第二十八条中「その第二種冷凍機械主任者免状または第三種冷凍機械主任者免状にかかると高圧ガス作業主任者試験を行なった都道府県知事。以下次条において同じ。」とあるのは「居住地を管轄する都道府県知事」と、第二十九条中「通商産業大臣」とあるのは「当該作業主任者免状の交付を行なった都道府県知事（この省令の施行前に第二種冷凍機械主任者免状の交付を受けている者がこの省令の施行後における最初の再交付を受けようとする場合にあつては、居住地を管轄する都道府県知事）」とする。

附則（昭和四三年六月一日通商産業省令第六五号）抄  
この省令は、昭和四十三年六月一日から施行する。

附則（昭和五〇年八月一日通商産業省令第七四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年二月一八日通商産業省令第六号）  
この省令は、高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第三十号）の施行の日（昭和五十一年二月二十二日）から施行する。

附則（昭和五三年八月一四日通商産業省令第三五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令の施行の際現に高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可を受け、又は第五条第二項若しくは第十四条第三項の規定による届出をして設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している製造施設（以下「既存製造施設」という。）については、次の各号に掲げる改正後の冷凍保安規則（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日から当該各号に定める期間は、適用しない。

一 第十条第七号の二イ、第八号及び第十四号、第十一条第二号（第十条第八号に係る部分に限る）、第十四条（第十条第七号の二イ、第八号、第九号及び第十四号に係る部分に限る。）並びに第十五条（第十条第八号及び第九号に係る部分に限る。）一年

二 第十条第十二号及び第十四条（第十条第十二号に係る部分に限る。）一年六月  
三 第十号第七号の二ロ、第十号、第十一号及び第十三号並びに第十四条（第十号第七号の二ロ、第十一号及び第十三号に係る部分に限る。）二年

3 既存製造施設であつて、新規則第十条第五号若しくは第七号、第十一条第二号（第十条第五号及び第七号に係る部分に限る。）、第十四条（第十条第五号及び第七号に係る部分に限る。）、第十五条（第十条第五号及び第七号に係る部分に限る。）の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、なお従前の例による。

4 既存製造施設であつて、新規則第十条第八号の二の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例による。  
5 この省令の施行前に高圧ガス取締法第二十六条第一項の規定による認可を受けた危害予防規程であつて、新規則第十九条第二項の規定に適合しないものにおいて定めるべき事項については、この省令の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

附則（昭和五七年七月二三日通商産業省令第三六号）  
この省令は、昭和五十七年八月二十三日から施行する。

附則（昭和五九年六月五日通商産業省令第四一四号）  
この省令は、昭和五十九年六月六日から施行する。

附則（昭和六〇年一月二一日通商産業省令第一号）  
この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第一条、第二条中第九号第一項第五号、第十五条、第十九条の五第一項、第二十六条及び第二十七条の改正規定並びに第二十八条第三項、第三十五条及び第五十七条の改正規定並びに第三十条中第十六条、第二十七条、第二十八条第三項及び第二十九条の改正規定、第三十条第二項にたし書を加える改正規定並びに第三十条第三項、第四十二条及び第六十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年九月三〇日通商産業省令第四八号）  
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則（昭和六二年四月一〇日通商産業省令第二八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年六月二九日通商産業省令第三一三号）  
この省令は、平成三年七月五日から施行する。

附則（平成四年五月一一日通商産業省令第二九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成四年五月十五日から施行する。

附則（平成六年三月一〇日通商産業省令第九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年七月二七日通商産業省令第五八号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の火薬類取締法施行規則、容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、高圧ガス保安管理員等

規則、コンビナート等保安規則並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定の適用に関しては、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附則（平成七年四月四日通商産業省令第三三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年二月二六日通商産業省令第七七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年三月一〇日通商産業省令第一二二号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、この省令による改正前の冷凍保安規則（以下「旧規則」という。）第二条の次に十二章を加える改正規定のうち第七号第一項第五号に係る部分であつて配管に係るものについては、平成十年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に第一種製造者であつてその製造設備が定置式製造設備であるものに該当している者については、新規則第七号第一項第五号に掲げる規定のうち配管に係る部分は、適用しない。

第三条 この省令の施行前に旧規則第十二条の二、第二十一条又は第五十三条の二の規定により通商産業大臣が危険のおそれがないと認めた基準については、新規則第六十九条の規定により通商産業大臣が危険のおそれがないものと認めた基準とみなす。

第四条 この省令の施行前に旧規則第四十五条第二項各号に掲げる事項を記載した書面を添えて、改正法による改正前の高圧ガス取締法第二十二條第一項の届出を行った者であつて改正法による改正後の高圧ガス保安法第二十二條第一項の検査を受けようとする者については、新規則第三十一条第一項の規定にかかわらず、同項の輸入高圧ガス明細書を提出したものとみなす。

第五条 この省令の施行前に交付された取去証の様式については、新規則様式第四十四の様式に関わらず、なお従前の例による。

第六条 この省令の施行前に法第六十二条第六項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事がその職員に携帯させた証票は、新規則様式第四十五の様式に関わらず、なお従前の例による。

この省令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

この省令は、昭和五十九年六月六日から施行する。

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

この省令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

（手続等の効力の引継ぎ）  
**第七条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、旧規則の規定によってした手続きその他の行為は、新規規則の相当規定によってしたものとみなす。

（その他の措置の告示への委任）  
**第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この省令の施行に関し必要な経過措置は、告示で定める。

**附則**（平成九年三月二七日通商産業省令第三十九号）  
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十条まで及び第十二条から第十五条までの規定は、平成九年四月二日から施行する。

**附則**（平成九年四月二四日通商産業省令第八十五号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一一年三月三一日通商産業省令第三十七号）抄  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、平成一一年四月一日から施行する。

（冷凍保安規則の一部改正に伴う経過措置）  
**第三条** この省令の施行の際現に法第五条第一項第二号の許可を受けている法第八条第一号の製造施設については、この省令による改正後の冷凍保安規則第三十六條第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（手続等の効力の引継ぎ）  
**第五条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってした手続きその他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によってしたものとみなす。

**附則**（平成一一年九月三〇日通商産業省令第八十七号）抄  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、平成一一年十月一日から施行する。

**附則**（平成一二年三月一日通商産業省令第二十三号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一二年三月二八日通商産業省令第四十五号）  
 この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

**附則**（平成一二年三月三一日通商産業省令第六十三号）  
 この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

**附則**（平成一二年六月三〇日通商産業省令第二十九号）  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、平成一二年七月一日から施行する。

（経過措置）  
**第二条** この省令の施行前に、この省令による改正前の冷凍保安規則第三十一条の規定による検査の申請がされた輸入検査については、なお従前の例による。

**附則**（平成一二年一月二〇日通商産業省令第三十七号）  
 この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

**附則**（平成一三年三月二六日経済産業省令第四十三号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一三年三月二九日経済産業省令第九十九号）抄  
 （施行期日）  
 1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成一三年四月一日）から施行する。

**附則**（平成一四年三月二〇日経済産業省令第三十七号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一四年三月二八日経済産業省令第五十八号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一四年七月二五日経済産業省令第一〇九号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一五年三月三二日経済産業省令第四一号）抄  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一五年七月二五日経済産業省令第八十六号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一六年三月三二日経済産業省令第五一号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一六年一月三〇日経済産業省令第一〇九号）抄  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、平成一七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）  
**第三条** この省令による改正後の保安検査の方法は、平成一八年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。ただし、次項に掲げる場合はこの限りでない。

2 この省令による改正前の液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高压ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

**第四条** この省令の施行の際、現に自ら保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている認定保安検査実施者が行う保安検査の方法は、この省令の施行後最初の認定の更新を受けるまでの間は、なお従前の例によることことができる。

**第五条** この省令の施行の際、現に冷凍保安規則第六十九條、液化石油ガス保安規則第六條第一項第二号若しくは第十一号若しくは第九十七條、一般高压ガス保安規則第六條第一項第二号、第八号若しくは第二十六号若しくは第九十九條又はコンビナート等保安規則第五條第一項第二号、第八号から第十号まで、第三十六号若しくは第四十八号若しくは第五十四條の規定により経済産業大臣が認めている基準に係る保安検査の方法は、なお従前の例によることことができる。

**第七条** この省令による改正後の、冷凍保安規則別表第三及び別表第四、液化石油ガス保安規則別表第三及び別表第五、一般高压ガス保安規則別表第四及び別表第五、並びにコンビナート等保安規則別表第五、別表第六、別表第七及び別表第八に規定する完成検査又は保安検査に係る認定の基準については、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者がこの省令の施行後最初の認定の更新を受けるまでの間は、なお従前の例によることことができる。

**附則**（平成一六年二月一七日経済産業省令第一一五号）  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一七年三月三〇日経済産業省令第三十九号）抄  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、平成一七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）  
**第二条** この省令の施行の際現に高压ガス保安法第五條第一項第二号の許可を受けている製造施設（製造設備が可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒ガスとするもので、当該製造設備の一日の冷凍能力が三百トン以上である製造施設に限る。）については、この省令による改正後の冷凍保安規則第三十六條第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附則**（平成一七年三月三一日経済産業省令第二二号）  
 この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

**附則**（平成一七年九月一日経済産業省令第八十六号）  
 この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日（平成一七年九月一日）から施行する。

**附則**（平成一七年九月一日経済産業省令第八十六号）  
 この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日（平成一七年九月一日）から施行する。

**附則**（平成一七年九月一日経済産業省令第八十六号）  
 この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日（平成一七年九月一日）から施行する。

**附則**（平成一七年九月一日経済産業省令第八十六号）  
 この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日（平成一七年九月一日）から施行する。

**附則**（平成一七年九月一日経済産業省令第八十六号）  
 この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日（平成一七年九月一日）から施行する。

**附則**（平成一八年一月一日経済産業省令第一〇五号）抄  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
**第二条** この省令の施行の際現に高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第五條第一項又は第十四條第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（冷凍のため特定不活性ガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造するための施設（以下「製造施設」という。）の設備を設置するもの）に

**附則**（平成一八年一月一日経済産業省令第一〇五号）抄  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。





<p>八 第七号第一項第六号の冷媒設備の気密試験</p>	<p>冷媒設備の気密試験</p>	<p>八 第七号第一項第六号の冷媒設備の気密試験</p>	<p>八 第七号第一項第六号の冷媒設備の気密試験</p>	<p>八 第七号第一項第六号の冷媒設備の気密試験</p>	<p>八 第七号第一項第六号の冷媒設備の気密試験</p>	<p>八 第七号第一項第六号の冷媒設備の気密試験</p>
<p>九 第七号第九項</p>	<p>第七号第九項</p>	<p>九 第七号第九項</p>	<p>九 第七号第九項</p>	<p>九 第七号第九項</p>	<p>九 第七号第九項</p>	<p>九 第七号第九項</p>
<p>十 第七号第十項</p>	<p>第七号第十項</p>	<p>十 第七号第十項</p>	<p>十 第七号第十項</p>	<p>十 第七号第十項</p>	<p>十 第七号第十項</p>	<p>十 第七号第十項</p>
<p>十一 第七号第十一項</p>	<p>第七号第十一項</p>	<p>十一 第七号第十一項</p>	<p>十一 第七号第十一項</p>	<p>十一 第七号第十一項</p>	<p>十一 第七号第十一項</p>	<p>十一 第七号第十一項</p>
<p>十二 第七号第十二項</p>	<p>第七号第十二項</p>	<p>十二 第七号第十二項</p>	<p>十二 第七号第十二項</p>	<p>十二 第七号第十二項</p>	<p>十二 第七号第十二項</p>	<p>十二 第七号第十二項</p>
<p>十三 第七号第十三項</p>	<p>第七号第十三項</p>	<p>十三 第七号第十三項</p>	<p>十三 第七号第十三項</p>	<p>十三 第七号第十三項</p>	<p>十三 第七号第十三項</p>	<p>十三 第七号第十三項</p>
<p>十四 第七号第十四項</p>	<p>第七号第十四項</p>	<p>十四 第七号第十四項</p>	<p>十四 第七号第十四項</p>	<p>十四 第七号第十四項</p>	<p>十四 第七号第十四項</p>	<p>十四 第七号第十四項</p>
<p>十五 第七号第十五項</p>	<p>第七号第十五項</p>	<p>十五 第七号第十五項</p>	<p>十五 第七号第十五項</p>	<p>十五 第七号第十五項</p>	<p>十五 第七号第十五項</p>	<p>十五 第七号第十五項</p>
<p>十六 第七号第十六項</p>	<p>第七号第十六項</p>	<p>十六 第七号第十六項</p>	<p>十六 第七号第十六項</p>	<p>十六 第七号第十六項</p>	<p>十六 第七号第十六項</p>	<p>十六 第七号第十六項</p>
<p>十七 第七号第十七項</p>	<p>第七号第十七項</p>	<p>十七 第七号第十七項</p>	<p>十七 第七号第十七項</p>	<p>十七 第七号第十七項</p>	<p>十七 第七号第十七項</p>	<p>十七 第七号第十七項</p>
<p>十八 第七号第十八項</p>	<p>第七号第十八項</p>	<p>十八 第七号第十八項</p>	<p>十八 第七号第十八項</p>	<p>十八 第七号第十八項</p>	<p>十八 第七号第十八項</p>	<p>十八 第七号第十八項</p>
<p>十九 第七号第十九項</p>	<p>第七号第十九項</p>	<p>十九 第七号第十九項</p>	<p>十九 第七号第十九項</p>	<p>十九 第七号第十九項</p>	<p>十九 第七号第十九項</p>	<p>十九 第七号第十九項</p>
<p>二十 第七号第二十項</p>	<p>第七号第二十項</p>	<p>二十 第七号第二十項</p>	<p>二十 第七号第二十項</p>	<p>二十 第七号第二十項</p>	<p>二十 第七号第二十項</p>	<p>二十 第七号第二十項</p>
<p>別表第二(第四十三条第二項第三号関係)</p>	<p>別表第二(第四十三条第二項第三号関係)</p>	<p>別表第二(第四十三条第二項第三号関係)</p>	<p>別表第二(第四十三条第二項第三号関係)</p>	<p>別表第二(第四十三条第二項第三号関係)</p>	<p>別表第二(第四十三条第二項第三号関係)</p>	<p>別表第二(第四十三条第二項第三号関係)</p>

2 製造設備が移る製造施設の場合  
 一 第八条第二号一 特定不活性ガスを冷媒ガ  
 で準用する第七号とする冷媒設備の高圧部を  
 第一項第三号の漏設置する室の冷媒ガスが漏え  
 ない構造  
 を目視等により検査し、必要  
 に応じ図面又は記録により検  
 査する。

別表第三(第四十七条第一項関係)

項目

完成検査に係る認定の基準

一 本社の  
 体制につ  
 イ 保安に  
 係る基本  
 勢

一 法人の代表者によつて、保安の  
 確保に関する理念、基本方針等の諸  
 施策が明確に定められ、かつ、文書  
 化されていること。また、これらの  
 諸施策が各事業所等の全ての就業者  
 に理解され、実施され、かつ、維持  
 されていること。  
 二 法人の代表者が、本社及び事業  
 所をこの表に定める基準に適合させ  
 る責任を有することが明確に定めら  
 れ、かつ、文書化されていること。  
 三 役員を長とする保安対策本部等  
 が設置されており、保安管理の基本  
 方針の決定、各事業所ごとの保安管  
 理実績の検討等の実施について明確  
 に定められ、文書化され、かつ、適  
 切に実施されていること。  
 四 保安管理を担当する組織が設置  
 されており、生産計画、設備管理計  
 画等に当該組織の意見が十分に反映  
 されること。かつ、意見が十分に反映  
 化され、かつ、意見が十分に反映され  
 ていること。  
 五 保安管理を担当する組織の長は、  
 申請その他認定に関する業務を統括  
 し、認定業務の責任者となることが  
 明確に定められ、かつ、文書化され  
 ていること。  
 六 本社が、一年に一回以上事業所  
 及び検査管理(認定完成検査の実施  
 状況の不備及び検査結果がこの規則  
 の基準に適合していない場合の改善

二 事業所  
 の体制につ  
 いて  
 三 認定完  
 成検査実施  
 者の行う検  
 査(以下  
 「認定完成  
 検査」とい  
 う。)の体  
 制について  
 四 認定完  
 成検査組織

一 認定完成検査を実施する組織  
 (以下この表において「検査組織」と  
 いう。)が明確に定められ、かつ、文  
 書化されていること。  
 二 検査組織の長は、次のいずれか  
 に該当する者であること。  
 イ 経験十年以上(本社又は事業所  
 等における、保安管理、設備管理又  
 は運転管理を担当する組織の経験年  
 数を通算する。)で、かつ、第一種冷  
 凍機械責任者免状又は第二種冷凍機  
 械責任者免状を有している者  
 ロ イに掲げる者と同等以上の知識  
 及び経験を有していると経済産業大  
 臣が認める者  
 三 検査組織の長は、特定変更工事  
 (工事に係る協力会社の管理を含む)  
 に必要な工事計画に関する事項、施  
 工管理に関する事項、工事の安全に  
 関する事項等(以下「工事計画書等」  
 という。)を工事責任者に作成させる  
 責任を有していることが、明確に定  
 められ、かつ、文書化されているこ  
 と。

四 検査組織において、工事計画書  
 等のとおり特定変更工事が適切に  
 実施されたことを工事検査記録等に  
 より確認を行うことが、明確に定め  
 られ、文書化され、かつ、適切に確  
 認が行われていること。  
 五 検査組織の長は、検査上不備な  
 箇所について工事責任者に対し勧告  
 する権限を有していることが、明確  
 に定められ、かつ、文書化されてい  
 ること。  
 六 検査組織に所属している者(検  
 査組織の長を除く。)の五十パーセン  
 ト以上が製造保安責任者免状又は必  
 要な非破壊検査技術に関する資格を  
 有していること。  
 七 検査組織が行う業務範囲及び責  
 任の所在が、明確に定められ、かつ、  
 文書化されていること。この場合、  
 認定完成検査の実施に協力会社を活  
 用する場合にあつても、検査結果の  
 評価・判定は事業所において行うも  
 のであること。  
 八 認定完成検査は、各々の検査箇  
 所に適した経験等を有する者が、法  
 第三十九条の三第一項第二号の完成  
 検査規程に基づき、適切に実施され  
 ることが明確に定められ、かつ、適  
 切に実施されること。  
 九 認定完成検査の適切な実施のた  
 めに必要なとする適正な精度を有する  
 検査設備等を保有又は調達すること  
 が、明確に定められ、文書化され、  
 かつ、適切に保有又は調達が行われ  
 ていること。  
 十 認定完成検査記録に関する規程  
 が定められ、それにより記録が作成  
 され、かつ、保存されていること。  
 十一 保存された記録は、保安検査  
 等において活用できる体制になつて  
 いること。  
 十二 検査組織以外の組織(委員会等  
 検査の検査を含む。)により、検査管理を行うこ  
 とができる体制になつており、かつ、  
 明確に定められ、かつ、文書化され  
 ていること。

二 検査管理を行う組織の長(ただ  
 し、検査組織の長が兼務することは  
 認められない。)は、法人の代表者に  
 より任命され、次のいずれかに該当  
 する者であること。  
 イ 経験十年以上(本社又は事業所  
 等における、保安管理、設備管理又  
 は運転管理を担当する組織の経験年  
 数を通算する。)で、かつ、第一種冷  
 凍機械責任者免状又は第二種冷凍機  
 械責任者免状を有している者  
 ロ イに掲げる者と同等以上の知識  
 及び経験を有していると経済産業大  
 臣が認める者  
 三 検査管理を行う組織に所属する  
 者(検査管理を行う組織の長を除く  
 )は、経験五年以上(本社又は事業  
 所等における、保安管理、設備管理  
 又は運転管理を担当する組織の経験  
 年数を通算する。)で二人以上である  
 ことが、明確に定められ、かつ、文  
 書化されていること。  
 四 一の事業所に対し検査管理を行  
 う組織に、本社又は他の事業所の適  
 当な数の職員(本社の職員であつて、  
 当該検査管理を行う組織に対し監督  
 を行うものを除く。)が所属している  
 こと。  
 五 検査管理に関する規程・基準類  
 (チェックリスト等)が明確に定めら  
 れ、それに基づき、検査管理が適切  
 に実施されていること。  
 六 検査管理の記録に関する規程が  
 定められ、それにより記録が作成さ  
 れ、かつ、保存されていること。ま  
 た、保存された記録は、その後の認  
 定完成検査等において活用できる体  
 制になつており、かつ、文書化され  
 ていること。

備考 上欄一ロの項下欄第四号及び上欄三八の  
 項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、  
 資金、技術、取引等の関係を通じて認定完成検  
 査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支  
 配し、又はそれらに対して重要な影響を与える  
 ことができる法人であつて、当該認定完成検査  
 実施者に対して適切な監査及び検査管理を行う  
 ことができるものを含めることができる。

理ロ 保安管  
 一 役員を長とする保安対策本部等  
 が設置されており、保安管理の基本  
 方針の決定、各事業所ごとの保安管  
 理実績の検討等の実施について明確  
 に定められ、文書化され、かつ、適  
 切に実施されていること。  
 二 保安管理を担当する組織が設置  
 されており、生産計画、設備管理計  
 画等に当該組織の意見が十分に反映  
 されること。かつ、意見が十分に反映  
 化され、かつ、意見が十分に反映され  
 ていること。  
 三 保安管理を担当する組織の長は、  
 申請その他認定に関する業務を統括  
 し、認定業務の責任者となることが  
 明確に定められ、かつ、文書化され  
 ていること。  
 四 本社が、一年に一回以上事業所  
 及び検査管理(認定完成検査の実施  
 状況の不備及び検査結果がこの規則  
 の基準に適合していない場合の改善

一 認定完成検査を実施する組織  
 (以下この表において「検査組織」と  
 いう。)が明確に定められ、かつ、文  
 書化されていること。  
 二 検査組織の長は、次のいずれか  
 に該当する者であること。  
 イ 経験十年以上(本社又は事業所  
 等における、保安管理、設備管理又  
 は運転管理を担当する組織の経験年  
 数を通算する。)で、かつ、第一種冷  
 凍機械責任者免状又は第二種冷凍機  
 械責任者免状を有している者  
 ロ イに掲げる者と同等以上の知識  
 及び経験を有していると経済産業大  
 臣が認める者  
 三 検査組織の長は、特定変更工事  
 (工事に係る協力会社の管理を含む)  
 に必要な工事計画に関する事項、施  
 工管理に関する事項、工事の安全に  
 関する事項等(以下「工事計画書等」  
 という。)を工事責任者に作成させる  
 責任を有していることが、明確に定  
 められ、かつ、文書化されているこ  
 と。

四 検査組織において、工事計画書  
 等のとおり特定変更工事が適切に  
 実施されたことを工事検査記録等に  
 より確認を行うことが、明確に定め  
 られ、文書化され、かつ、適切に確  
 認が行われていること。  
 五 検査組織の長は、検査上不備な  
 箇所について工事責任者に対し勧告  
 する権限を有していることが、明確  
 に定められ、かつ、文書化されてい  
 ること。  
 六 検査組織に所属している者(検  
 査組織の長を除く。)の五十パーセン  
 ト以上が製造保安責任者免状又は必  
 要な非破壊検査技術に関する資格を  
 有していること。  
 七 検査組織が行う業務範囲及び責  
 任の所在が、明確に定められ、かつ、  
 文書化されていること。この場合、  
 認定完成検査の実施に協力会社を活  
 用する場合にあつても、検査結果の  
 評価・判定は事業所において行うも  
 のであること。  
 八 認定完成検査は、各々の検査箇  
 所に適した経験等を有する者が、法  
 第三十九条の三第一項第二号の完成  
 検査規程に基づき、適切に実施され  
 ることが明確に定められ、かつ、適  
 切に実施されること。  
 九 認定完成検査の適切な実施のた  
 めに必要なとする適正な精度を有する  
 検査設備等を保有又は調達すること  
 が、明確に定められ、文書化され、  
 かつ、適切に保有又は調達が行われ  
 ていること。  
 十 認定完成検査記録に関する規程  
 が定められ、それにより記録が作成  
 され、かつ、保存されていること。  
 十一 保存された記録は、保安検査  
 等において活用できる体制になつて  
 いること。  
 十二 検査組織以外の組織(委員会等  
 検査の検査を含む。)により、検査管理を行うこ  
 とができる体制になつており、かつ、  
 明確に定められ、かつ、文書化され  
 ていること。

別表第四(第四十九条第一項関係)

<p>項目 一 本社の体制について イ 保安に係る基本姿勢</p>	<p>保安検査に係る認定の基準</p> <p>一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p> <p>二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>一 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p> <p>二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。</p> <p>三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理(認定保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ)を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p> <p>五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されてお</p>
-------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>二 事業所経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に進めていること。</p> <p>三 認定保安検査実施者の行う検査(以下「認定保安検査」という)の体制について</p> <p>イ 運転を一時停止することなく保安検査を行うための適切な設備改善が行われ、かつ、保安管理の基本的な措置</p> <p>二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。</p> <p>三 運転を停止することなく保安検査を行うための適切な設備改善が行われ、かつ、保安管理の基本的な措置</p> <p>三 検査組織の長は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 検査組織に所属している者(検査組織の長を除く。)の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>	<p>り、かつ、適切に運営されていること。</p> <p>二 認定保安検査を実施する組織(以下この表において「検査組織」という)が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>二 検査組織の長は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 検査組織に所属している者(検査組織の長を除く。)の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ハ 認定保安検査業務</p> <p>一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。</p> <p>二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。</p> <p>三 認定保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。</p> <p>四 認定保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。</p> <p>また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。</p> <p>一 検査組織以外の組織(委員会等を含む。)により、検査管理を行うことができる体制になっていること。</p> <p>二 検査管理を行う組織の長(ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。)は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 検査管理を行う組織に所属する者(検査管理を行う組織の長を除く。)は、経験五年以上(本社又は</p>	<p>ハ 認定保安検査業務</p> <p>一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。</p> <p>二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。</p> <p>三 認定保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。</p> <p>四 認定保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。</p> <p>また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。</p> <p>一 検査組織以外の組織(委員会等を含む。)により、検査管理を行うことができる体制になっていること。</p> <p>二 検査管理を行う組織の長(ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。)は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 検査管理を行う組織に所属する者(検査管理を行う組織の長を除く。)は、経験五年以上(本社又は</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。)で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員(本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。)が所属していること。</p> <p>五 検査管理に関する規程・基準類(チェックリスト等)が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。</p> <p>六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。</p>	<p>備考</p> <p>一 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限って認定保安検査実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄三イの項目については適用しないものとする。</p> <p>二 上欄一ロの項下欄第四号及び上欄三二の項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定保安検査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定保安検査実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>項目 一 本社の体制及び法令遵守の体制の確保</p>	<p>別表第五(第五十五条の三第一項関係)</p> <p>認定の基準</p> <p>一 保安に係る基本姿勢</p> <p>一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者</p>
-----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>二 法令遵守の体制          一 本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。          二 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。          三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>に理解され、実施され、かつ、維持されていること。          二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。          三 保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。          四 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>三 認定高度保安実施者の行う完了検査（以下この表において「認定高度完成検査」といふ。）の体制          一 認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」といふ。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。          二 完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。          イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者          ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p>	<p>化され、かつ、意見が十分反映されていること。          三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。          四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。          経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>口 認定高度完成検査          一 完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。          二 認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第五十五条の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。          三 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。          四 認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が</p>	<p>三 完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」といふ。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。          四 完成検査組織において、工事計画書等のとおり特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。          五 完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。          六 完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ハ 認定高度完成検査          一 完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になつており、かつ、明確に定められ、かつ、文書化されていること。          二 完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。          イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者          ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者          三 完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。          四 一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。          五 完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。          六 完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作</p>	<p>作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

<p>四 認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制</p>	<p>成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になっていること。</p>
<p>イ 運転を一時停止することなく保安検査を行うこと。また、保安検査を行うための措置</p> <p>二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。</p> <p>三 運転を停止することなく保安検査を行う施設的確な管理のための手引書（工程ごとの作業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。</p>	<p>ロ 認定高度保安検査を実施する組織</p> <p>一 認定高度保安検査を以下の表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>二 保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>
<p>ハ 認定高度保安検査が責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。</p> <p>二 認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第五十五条の十二第二項又は第三項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。</p> <p>三 認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。</p> <p>四 認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。</p> <p>二 認定高度保安検査を以下の表において「保安検査管理」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>一 保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。）を行うことができる体制になっていること。</p> <p>二 保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者</p>	<p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>三 保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有していること。</p> <p>四 一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。</p> <p>五 保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。</p> <p>六 保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。</p>
<p>三 サイバサイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。</p>	<p>備考</p> <p>一 上欄二一の項下欄第四号、上欄二三ハの項下欄第四号及び上欄二四一の項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引</p>
<p>等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。</p> <p>二 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄二四イの項目については適用しないものとする。</p>	

様式第1 (第3条関係)

様式第1 (第3条関係) (申請書第1号・第2号、申請書第3号・申請書第4号・申請書第5号)  
 (申請書第1号・申請書第2号・申請書第3号・申請書第4号・申請書第5号)

高圧ガス製造許可申請書	内務	×監督番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (申請所の名称を記入)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
製造する高圧ガスの種類			
1. 高圧ガスの製造設備(設備) 2. 高圧ガスの貯留設備(設備) 3. 高圧ガスの運搬設備(設備) 4. 高圧ガスの取扱い設備(設備)	内務	×監督番号	
		×受理年月日	年 月 日
		1. この申請書に添付する図面(設備) 2. 申請書の記載事項(設備) 3. 申請書の記載事項(設備) 4. 申請書の記載事項(設備)	
		1. 高圧ガスの製造設備(設備) 2. 高圧ガスの貯留設備(設備) 3. 高圧ガスの運搬設備(設備) 4. 高圧ガスの取扱い設備(設備)	
年月日 代理人 氏名			

備考 1 この申請書の提出は、日本国憲法第44条によること。  
 2 この申請は記載しないこと。

様式第2 (第4条関係)

様式第2 (第4条関係) (申請書第1号・第2号、申請書第3号・申請書第4号・申請書第5号)  
 (申請書第1号・申請書第2号)

高圧ガス製造許可申請書	内務	×監督番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (申請所の名称を記入)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
製造する高圧ガスの種類			
年月日			
代理人 氏名			

備考 1 この申請書の提出は、日本国憲法第44条によること。  
 2 この申請は記載しないこと。

様式第3 (第10条関係)

様式第3 (第10条関係) (申請書第1号・第2号、申請書第3号・申請書第4号・申請書第5号)  
 (申請書第1号・申請書第2号)

第一種製造事業申請書	内務	×監督番号	
		×受理年月日	年 月 日
1. 申請書の提出は、日本国憲法第44条によること。 2. この申請は記載しないこと。			
年月日 代理人 氏名			

備考 1 この申請書の提出は、日本国憲法第44条によること。  
 2 この申請は記載しないこと。

様式第3の2 (第10条の2関係)

様式第3の2 (第10条の2関係) (申請書第1号・第2号、申請書第3号・申請書第4号・申請書第5号)  
 (申請書第1号・申請書第2号)

第二種製造事業申請書	内務	×監督番号	
		×受理年月日	年 月 日
1. 申請書の提出は、日本国憲法第44条によること。 2. この申請は記載しないこと。			
年月日 代理人 氏名			

備考 1 この申請書の提出は、日本国憲法第44条によること。  
 2 この申請は記載しないこと。

様式第4 (第16条関係)

様式第4 (第16条関係) (平仮名で記入。別紙「訂正欄」を併用して訂正を施すこと。訂正欄は別紙「訂正欄」に記入すること。)

高江村工業団地建設費	内訳	×監査番号	
固定費	×収支科目	年月日	
変更費	×許可番号		
名称 (建設中の名称を記入)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
変更の種別			

年月日  
代表者 氏名  
印

- 備考 1 この開報の元書は、日本建築関係人4名によること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。  
3 上記3の業種の別を併記する場合に、(変更の種別)の欄に併記する旨を記載すること。

様式第5 (第17条関係)

様式第5 (第17条関係) (平仮名で記入。別紙「訂正欄」を併用して訂正を施すこと。訂正欄は別紙「訂正欄」に記入すること。)

高江村工業団地建設費	内訳	×監査番号	
固定費	×収支科目	年月日	
名称 (建設中の名称を記入)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
変更の種別			

年月日  
代表者 氏名  
印

- 備考 1 この開報の元書は、日本建築関係人4名によること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。

様式第6 (第18条関係)

様式第6 (第18条関係) (平仮名で記入。別紙「訂正欄」を併用して訂正を施すこと。訂正欄は別紙「訂正欄」に記入すること。)

高江村工業団地建設費	内訳	×監査番号	
固定費	×収支科目	年月日	
名称 (建設中の名称を記入)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
変更の種別			

年月日  
代表者 氏名  
印

- 備考 1 この開報の元書は、日本建築関係人4名によること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。  
3 上記3の業種の別を併記する場合に、(変更の種別)の欄に併記する旨を記載すること。

様式第7 (第21条及び第22条関係)

様式第7 (第21条及び第22条関係) (平仮名で記入。別紙「訂正欄」を併用して訂正を施すこと。訂正欄は別紙「訂正欄」に記入すること。)

高江村工業団地建設費	内訳	×監査番号	
固定費	×収支科目	年月日	
変更費	×許可番号		
名称 (建設中の名称を記入)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
許可年月日及び許可番号		年月日	建設課長 署名
完成年月日			

年月日  
代表者 氏名  
印

- 備考 1 この開報の元書は、日本建築関係人4名によること。  
2 ×印の欄は記載しないこと。



様式第 8 (第 2 1 条及び第 2 2 条関係)

様式第 8 (第 2 1 条及び第 2 2 条関係) (甲・乙欄を併記し、甲欄、甲欄兼乙欄、甲欄兼丙欄、甲欄兼丁欄、甲欄兼戊欄、甲欄兼己欄のいずれかを選択する。)

製造販売承認証	再 添
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 住 所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 製造販売 番 号
検査年月日 検査機関及び検査員氏名	年 月 日
検査番号	製造販売承認証 [高圧ガス保安協会] [特定医薬品検査機関]
備 考	

備考 1 この用紙の大半を占め、日本薬局方収載品を記すこと。 2 検査番号の欄は、高圧ガス保安協会又は特定医薬品検査機関の交付する様式に照らし記載すること。 3 ( ) 内は該当する一欄を優先して記入すること。

様式第 9 (第 2 2 条関係)

様式第 9 (第 2 2 条関係) (甲・乙欄を併記し、甲欄兼乙欄、甲欄兼丙欄、甲欄兼丁欄、甲欄兼戊欄のいずれかを選択する。)

高圧ガス保安協会	承認	× 製造番号	
特定検査受検機関	承認	× 受理年月日	年 月 日
名称 (調製所を含む場合あり)			
事業所(本社)所在地			
事業所所在地			
検査を受けた製造施設			
許可年月日及び許可番号	年 月 日	製造販売 番 号	
特定検査受検の検査番号	年 月 日	高圧ガス保安協会 番 号	
検査を受けた年月日			
年 月 日			
代表者 氏 名			
備 考			

備考 1 この用紙の大半を占め、日本薬局方収載品を記すこと。 2 × の欄は記載しないこと。

様式第 1 0 (第 2 2 条関係)

様式第 1 0 (第 2 2 条関係) (甲・乙欄を併記し、甲欄兼乙欄、甲欄兼丙欄、甲欄兼丁欄、甲欄兼戊欄のいずれかを選択する。)

特定検査受検機関	承認	× 製造番号	
特定検査受検機関	承認	× 受理年月日	年 月 日
名称 (調製所を含む場合あり)			
事業所(本社)所在地			
事業所所在地			
検査を受けた製造施設			
許可年月日及び許可番号	年 月 日	製造販売 番 号	
特定検査受検の検査番号	年 月 日	高圧ガス保安協会 番 号	
検査を受けた年月日			
年 月 日			
代表者 氏 名			
備 考			

備考 1 この用紙の大半を占め、日本薬局方収載品を記すこと。 2 × の欄は記載しないこと。

様式第 1 1 (第 2 4 条関係)

様式第 1 1 (第 2 4 条関係) (甲・乙欄を併記し、甲欄兼乙欄、甲欄兼丙欄、甲欄兼丁欄のいずれかを選択する。)

特定検査受検機関	承認	× 製造番号	
特定検査受検機関	承認	× 受理年月日	年 月 日
検査をした施設及びその所在地			
名称 (調製所を含む場合あり)			
検査の結果			
許可年月日及び許可番号	年 月 日	製造販売 番 号	
特定検査受検の検査番号	年 月 日	高圧ガス保安協会 番 号	
検査年月日			
検査員氏名			
備 考			
年 月 日			
高圧ガス保安協会			
備 考			

備考 1 この用紙の大半を占め、日本薬局方収載品を記すこと。 2 × の欄は記載しないこと。

様式第12 (第24条関係)

様式第12 (第24条関係) (申請書等提出・届出、申請書提出・届出届受理通知・届出届受理通知・届出届受理通知)

届出検査結果報告書	届出	× 届出番号	
		× 受理年月日	年 月 日
検査をしようとする施設及びその所在地			
名称 (施設所在地を含む場合)			
検査の結果			
許可年月日及び許可番号		年 月 日	届出検査番号
届出検査日の検査番号		年 月 日	届出検査結果報告書番号
検査年月日			
検査員氏名			
調 査			

年 月 日  
 届出検査実施機関長  
 関

備考 1 この様式の大半は、日本建築業協会 A 4 によること。  
 2 × 印の欄は記載しないこと。

様式第13 (第26条関係)

様式第13 (第26条関係) (申請書等提出・届出、申請書提出・届出届受理通知・届出届受理通知)

高圧ガス販売事業報告書	届出	× 届出番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (施設所在地を含む場合)			
事務所(本社)所在地			
販売所所在地			
販売所を有する高圧ガスの種類			
年 月 日			
代表者 氏 名			

年 月 日  
 代表者 氏 名  
 関

備考 1 この様式の大半は、日本建築業協会 A 4 によること。  
 2 × 印の欄は記載しないこと。

様式第13の2 (第26条の2関係)

様式第13の2 (第26条の2関係) (申請書等提出・届出、申請書提出・届出届受理通知・届出届受理通知)

高圧ガス販売事業報告書	届出	× 届出番号	
		× 受理年月日	年 月 日
申請者及び販売事業者の名称 (申請者の名称を含む)			
申請者及び販売事業者の所在地			
事業所の名称 (事業所の名称を含む)			
事務所(本社)所在地			
年 月 日			
代表者 氏 名			

年 月 日  
 代表者 氏 名  
 関

備考 1 この様式の大半は、日本建築業協会 A 4 によること。  
 2 × 印の欄は記載しないこと。

様式第14 (第28条関係)

様式第14 (第28条関係) (申請書等提出・届出、申請書提出・届出届受理通知・届出届受理通知)

販売に係る高圧ガスの種類	届出	× 届出番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (施設所在地を含む場合)			
事務所(本社)所在地			
販売所所在地			
高圧ガスの種類の実状内容			
年 月 日			
代表者 氏 名			

年 月 日  
 代表者 氏 名  
 関

備考 1 この様式の大半は、日本建築業協会 A 4 によること。  
 2 × 印の欄は記載しないこと。

様式第15 (第29条関係) (平仮名で記入し、印字機で印刷し、印字機が印刷できない場合は手書きで記入すること)

高田がた製菓 株式会社	内務	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (商標等を含む場合)			
事務所 (本社) 所在地			
事務所所在地			
製造開始年月日			

年 月 日  
 代表者 氏名  
 印

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。2 ×印の縦向き記載しないこと。

様式第16 (第29条関係) (平仮名で記入し、印字機で印刷し、印字機が印刷できない場合は手書きで記入すること)

高田がた製菓 株式会社	内務	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (商標等を含む場合)			
事務所 (本社) 所在地			
事務所所在地			
製造開始年月日			
製造開始の期日			

年 月 日  
 代表者 氏名  
 印

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。2 ×印の縦向き記載しないこと。

様式第17 (第30条関係) (平仮名で記入し、印字機で印刷し、印字機が印刷できない場合は手書きで記入すること)

高田がた製菓 株式会社	内務	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (商標等を含む場合)			
事務所 (本社) 所在地			
販売所 所在地			
販売事業開始年月日			
販売事業開始の期日			

年 月 日  
 代表者 氏名  
 印

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。2 ×印の縦向き記載しないこと。

様式第18 (第31条関係) (平仮名で記入し、印字機で印刷し、印字機が印刷できない場合は手書きで記入すること)

輸入 株式会社	内務	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称			
事務所 (本社) 所在地			
高田がたの輸入及び数量			
輸入及び数量の年月日			
保管場所			

年 月 日  
 代表者 氏名  
 印

× 検査員署名欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。2 ×印の縦向き記載しないこと。

様式第 18 の 2 (第 31 条関係)

様式第 18 の 2 (第 31 条関係) (付記) (付記の 1) (注記) (注記の 1) (注記の 2) (注記の 3) (注記の 4)

輸入高圧ガス製造	
製造者の名称	名称
所在地	所在地
輸入を許すところの製造物の高圧ガス製造番号	
設計圧力	
設計試験圧力	
設計試験圧力	
安全装置の種類及び性能	
製造年月日	年月日
製造地	製造地
連絡先	名称 電話・伝言
代行先	名称 電話・伝言

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とする。2 製造者の所在地、製造物の所在地、製造物の製造及び検査の工場等の記載事項については、その内務省長官の手書で証明すること。

様式第 19 (第 31 条関係)

様式第 19 (第 31 条関係) (付記) (付記の 1) (注記) (注記の 1) (注記の 2)

輸入検査市町証	
高圧ガスの種類及び数量	
輸入者の名称	名称
検査年月日	年月日
検査機関又は検査員	名称
検査番号	年 月 日 高圧ガス検定番号 (高圧ガス検定規則)
備考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とする。2 検査機関の名称、高圧ガス保安協会又は指定検査機関の名称が変更された場合は、変更した旨を記載すること。3 ( ) 内は括弧する一個の横線を記すこと。

様式第 19 の 2 (第 31 条の 2 関係)

様式第 19 の 2 (第 31 条の 2 関係) (付記) (付記の 1) (注記) (注記の 1) (注記の 2)

高圧ガス保安協会輸入検査市町証	
名称	名称 検査番号 年月日
所在地	所在地
検査を受けた高圧ガスの種類及び数量	
検査を受けた高圧ガスの検査年月日	年月日
検査を受けた高圧ガスの検査機関又は検査員	名称
検査を受けた高圧ガスの検査番号	年 月 日 高圧ガス検定番号 (高圧ガス検定規則)
検査を受けた年月日	年月日

検査者 氏名

印

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とする。2 ( ) 内は括弧記号を記すこと。

様式第 19 の 3 (第 31 条の 2 関係)

様式第 19 の 3 (第 31 条の 2 関係) (付記) (付記の 1) (注記) (注記の 1) (注記の 2)

指定輸入検査機関輸入検査市町証	
名称	名称 検査番号 年月日
所在地	所在地
検査を受けた高圧ガスの種類及び数量	
検査を受けた高圧ガスの検査年月日	年月日
検査を受けた高圧ガスの検査機関又は検査員	名称
検査を受けた高圧ガスの検査番号	年 月 日 高圧ガス検定番号 (高圧ガス検定規則)
検査を受けた年月日	年月日

検査者 氏名

印

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とする。2 ( ) 内は括弧記号を記すこと。

様式第19の4 (第31条の4関係) (申請書提出日・届出日、特例届出日・特例届出日) (申請書提出日・届出日)

輸入検査所長候補者名	内 務 省	○整理番号	
		○受理年月日	年 月 日
検査官として高圧ボイラの運転及び検査			
検査官として野焼き設備等			
注			
事務所 (本社) 所在地			
検査の種別			
輸入検査所長候補者名		年 月 日	
		指定輸入検査機関名	番 号
検査年月日			
検査員氏名			
備 考			

年 月 日

指定輸入検査機関

関

備考 1 この情報が必要な日、日本国領事館へ提出すること。  
2 ※印の欄は記載しないこと。

様式第19の5 (第31条の5関係) (申請書提出日・届出日、特例届出日・特例届出日) (申請書提出日・届出日)

輸入検査所長候補者名	内 務 省	○整理番号	
		○受理年月日	年 月 日
検査官として高圧ボイラの運転及び検査			
検査官として野焼き設備等			
注			
事務所 (本社) 所在地			
検査の種別			
輸入検査所長候補者名		年 月 日	
		指定輸入検査機関名	番 号
検査年月日			
検査員氏名			
備 考			

年 月 日

指定輸入検査機関

関

備考 1 この情報が必要な日、日本国領事館へ提出すること。  
2 ※印の欄は記載しないこと。

様式第20 (第35条関係) (申請書提出日・届出日、特例届出日・特例届出日) (申請書提出日・届出日)

検査官として高圧ボイラの運転及び検査	内 務 省	(関印) ○整理番号	
		(関印) ○受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を併記)			
事務所 (本社) 所在地			
事務所所在地			

年 月 日

代表者 氏 名

関

備考 1 この情報が必要な日、日本国領事館へ提出すること。  
2 ※印の欄は記載しないこと。

様式第21 (第37条関係) (申請書提出日・届出日、特例届出日・特例届出日) (申請書提出日・届出日)

検査官として高圧ボイラの運転及び検査	内 務 省	(関印) ○整理番号	
		(関印) ○受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を併記)			
事務所 (本社) 所在地			
事務所所在地			
検査官として高圧ボイラの運転及び検査			
検査官として野焼き設備等			
注			
検査官として高圧ボイラの運転及び検査			
検査官として野焼き設備等			
注			
検査年月日			
検査員氏名			
備 考			

年 月 日

代表者 氏 名

関

備考 1 この情報が必要な日、日本国領事館へ提出すること。  
2 ※印の欄は記載しないこと。

様式第22（第39条関係）

様式第22（第39条関係）（申請書提出用）  
 申請書提出用（申請書）

代表取締役	氏名	（漢字）	（フリガナ）	（印）	（捺印）	（受理年月日）	年 月 日
住所	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇						
事務所（本社）所在地	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇						
事務所所在地	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇						
設立登記の区分	〇〇〇〇						
取締役会設置の有無	〇〇〇〇						
代表者の氏名	〇〇〇〇						
取締役会設置の有無	〇〇〇〇						
代表者の氏名	〇〇〇〇						
設立年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日						
解散年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日						
解散の理由	〇〇〇〇						

年 月 日  
 代表者 氏名  
 印

備考 1 この関係の大きさは、日本国憲法第4条と同等である。  
 2 この関係は記載しないこと。

様式第23（第40条、第41条、第43条、第55条の13関係）

様式第23（第40条、第41条、第43条、第55条の13関係）

保 険 者 名 義 者	業 務	（漢字）	（フリガナ）	（印）	（受理年月日）	年 月 日
住所	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
事務所（本社）所在地	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
事務所所在地	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
設立登記の区分	〇〇〇〇					
取締役会設置の有無	〇〇〇〇					
代表者の氏名	〇〇〇〇					
設立年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
解散年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
解散の理由	〇〇〇〇					

年 月 日  
 代表者 氏名  
 印

備考 1 この関係の大きさは、日本国憲法第4条と同等である。  
 2 この関係は記載しないこと。  
 3 業務の種類は、次の欄から任意に記載すること。  
 (1) 製造業  
 (2) 建設業  
 (3) 運輸業  
 (4) 商業  
 (5) 金融業  
 (6) 情報業  
 (7) その他必要な事項

様式第24（第40条、第41条、第43条、第55条の13関係）

様式第24（第40条、第41条、第43条、第55条の13関係）

保 険 者 名 義 者	業 務	（漢字）	（フリガナ）	（印）	（受理年月日）	年 月 日
住所	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
事務所（本社）所在地	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
事務所所在地	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
設立登記の区分	〇〇〇〇					
取締役会設置の有無	〇〇〇〇					
代表者の氏名	〇〇〇〇					
設立年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
解散年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
解散の理由	〇〇〇〇					

年 月 日  
 代表者 氏名  
 印

備考 1 この関係の大きさは、日本国憲法第4条と同等である。  
 2 この関係は記載しないこと。  
 3 業務の種類は、次の欄から任意に記載すること。  
 (1) 製造業  
 (2) 建設業  
 (3) 運輸業  
 (4) 商業  
 (5) 金融業  
 (6) 情報業  
 (7) その他必要な事項

様式第25（第41条、第43条、第55条の13関係）

様式第25（第41条、第43条、第55条の13関係）

保 険 者 名 義 者	業 務	（漢字）	（フリガナ）	（印）	（受理年月日）	年 月 日
住所	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
事務所（本社）所在地	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
事務所所在地	〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
設立登記の区分	〇〇〇〇					
取締役会設置の有無	〇〇〇〇					
代表者の氏名	〇〇〇〇					
設立年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
解散年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
解散の理由	〇〇〇〇					

年 月 日  
 代表者 氏名  
 印

備考 1 この関係の大きさは、日本国憲法第4条と同等である。  
 2 この関係は記載しないこと。  
 3 業務の種類は、次の欄から任意に記載すること。  
 (1) 製造業  
 (2) 建設業  
 (3) 運輸業  
 (4) 商業  
 (5) 金融業  
 (6) 情報業  
 (7) その他必要な事項

様式第26 (第41条、第43条、第55条の1)  
3 関係)

様式第26 (第41条、第43条、第55条の1)関係)		
保安検査受検者名	氏名	×整理番号
保安検査受検者名	×受理年月日	年 月 日
住所(事業所の名称を含む。)		
事業所(本社)所在地		
検査を受けた特定施設		
保安検査受検者の検査番号	年 月 日	
検査を受けた年月日	保安検査実施機関名	番号
期		

年 月 日  
代表者 氏 名

期

備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。  
2 ×印の欄に記載しないこと。  
3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。  
(1) 業務時間外に21時以降の検査を実施し又は検査その他の事項を調査して定める期間に保安検査を行った場合はその旨  
(2) その他必要な事項

様式第27 (第42条、第43条、第55条の1)  
3 関係)

様式第27 (第42条、第43条、第55条の1)関係)		
保安検査実施報告書	氏名	×整理番号
保安検査実施報告書	×受理年月日	年 月 日
検査をした特定施設及びその所在地		
住所(事業所の名称を含む。)		
事業所の所在地		
保安検査受検者の検査番号	年 月 日	
検査年月日	高圧ガス保安協会	番号
検査員氏名		
期		

年 月 日  
高圧ガス保安協会

期

備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。  
2 ×印の欄に記載しないこと。  
3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。  
(1) 業務時間外に21時以降の検査を実施し又は検査その他の事項を調査して定める期間に保安検査を行った場合はその旨  
(2) その他必要な事項

様式第28 (第42条、第43条、第55条の1)  
3 関係)

様式第28 (第42条、第43条、第55条の1)関係)		
保安検査実施報告書	氏名	×整理番号
保安検査実施報告書	×受理年月日	年 月 日
検査をした特定施設及びその所在地		
住所(事業所の名称を含む。)		
事業所の所在地		
保安検査受検者の検査番号	年 月 日	
検査年月日	保安検査実施機関名	番号
検査員氏名		
期		

年 月 日  
保安検査実施機関名

期

備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。  
2 ×印の欄に記載しないこと。  
3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。  
(1) 業務時間外に21時以降の検査を実施し又は検査その他の事項を調査して定める期間に保安検査を行った場合はその旨  
(2) その他必要な事項

様式第29 (第46条関係)  
3 関係)

様式第29 (第46条関係) (保安検査員) (保安検査員2名以上、保安検査員1名、保安検査員1名、保安検査員1名)		
保安検査実施報告書	氏名	×整理番号
保安検査実施報告書	×受理年月日	年 月 日
住所(事業所の名称を含む。)		
事業所(本社)所在地		
事業所所在地		
検査の種別		
保安検査実施報告書の送付先		
送付先住所		
保安検査実施報告書送付先	年 月 日	
交付年月日及び保安検査番号	高圧ガス保安協会	番号
年 月 日		
代表者 氏 名		

年 月 日  
代表者 氏 名

備考 1 この関係の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。  
2 ×印の欄に記載しないこと。

様式第30 (第47条関係)

様式第30 (第47条関係) (甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名)

認定労働検査実施済認定済	済
名称 (機関所在地を含む)	
事務所 (本社) 所在地	
事務所所在地	
認定の種類	
認定作業種別等	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
製造機種の検査の方法等	
備 考	

代表者 氏名 期  
備考 この関係の大書は、日本製鋼所Aに入ります。

様式第31 (第48条関係)

様式第31 (第48条関係) (甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名)

認定労働検査実施済	済	済
認定の種類	労働	労働
名称 (機関所在地を含む)		
事務所 (本社) 所在地		
事務所所在地		
申請の種類		
運転を停止して検査機 を 行 っ た 機 種		
認定作業種別等	年 月 日	第 号
認定の有効期間		
製造機種の検査の方法等		
備 考		

代表者 氏名 期  
備考 1 この関係の大書は、日本製鋼所Aに入ります。  
2 A項に該当しない。

様式第32 (第49条関係)

様式第32 (第49条関係) (甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名)

認定労働検査実施済認定済	済
名称 (機関所在地を含む)	
事務所 (本社) 所在地	
事務所所在地	
認定の種類	
運転を停止して検査機 を 行 っ た 機 種	
認定作業種別等	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
製造機種の検査の方法等	
備 考	

代表者 氏名 期  
備考 この関係の大書は、日本製鋼所Aに入ります。

様式第33 (第50条関係)

様式第33 (第50条関係) (甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名、甲労働者1名)

認定労働検査実施済	済	済
認定の種類	労働	労働
名称 (機関所在地を含む)		
事務所 (本社) 所在地		
事務所所在地		
申請の種類		
特別実地検査を行う製造機種		
年 月 日		
代表者 氏名		
期		

備考 1 この関係の大書は、日本製鋼所Aに入ります。  
2 A項に該当しない。



様式第34 (第50条関係)

様式第34 (第50条関係) (申請書等提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用)

認定労働検査実施申請書	申請書提出用
名称 (事業所名称等を含む)	
事業所(体)所在地	
事業所所在地	
検査の種別	
特別労務作業(特別労務作業)の種別	
認定労働検査実施申請書提出 交付年月日及び労働監督官	年 月 日 高圧労務監督官 姓 名
調 査 者	年 月 日

(認定労働検査実施申請書提出用) (労働監督官署名欄)

代表者 氏 名 姓 名

備考 この用紙の大半は、日本職業安全衛生法に基づき作成。

様式第35 (第50条関係)

様式第35 (第50条関係) (申請書等提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用)

認定労働検査実施申請書	申請書提出用	申請書提出用
認定労働検査実施申請書	申請書提出用	申請書提出用
名称 (事業所名称等を含む)		
事業所(体)所在地		
事業所所在地		
申請の種別		
運転を停止して保安検査 を行う検査種別		
認定労働検査実施申請書提出 交付年月日及び労働監督官	年 月 日 高圧労務監督官 姓 名	
調 査 者	年 月 日	

(認定労働検査実施申請書提出用) (労働監督官署名欄)

代表者 氏 名 姓 名

備考 1 この用紙の大半は、日本職業安全衛生法に基づき作成。  
2 2の欄に記載しないこと。

様式第36 (第50条関係)

様式第36 (第50条関係) (申請書等提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用)

認定労働検査実施申請書	申請書提出用
名称 (事業所名称等を含む)	
事業所(体)所在地	
事業所所在地	
検査の種別	
運転を停止して保安検査 を行う検査種別	
認定労働検査実施申請書提出 交付年月日及び労働監督官	年 月 日 高圧労務監督官 姓 名
調 査 者	年 月 日

(認定労働検査実施申請書提出用) (労働監督官署名欄)

代表者 氏 名 姓 名

備考 この用紙の大半は、日本職業安全衛生法に基づき作成。

様式第37 (第50条関係)

様式第37 (第50条関係) (申請書等提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用)

認定労働検査実施申請書	申請書提出用	申請書提出用
認定労働検査実施申請書	申請書提出用	申請書提出用
名称 (事業所名称等を含む)		
事業所(体)所在地		
事業所所在地		
検査の種別		
調 査 者	年 月 日	

(認定労働検査実施申請書提出用) (労働監督官署名欄)

代表者 氏 名 姓 名

備考 1 この用紙の大半は、日本職業安全衛生法に基づき作成。  
2 2の欄に記載しないこと。

様式第38 (第52条関係) (平仮名書体で記入。平仮名書体での記載事項は半角英数字で記入してください。)  
 ※記載事項①～④は任意です

送附を受ける税務調査課長氏名	所属	×勤務番号	×受領年月日
名称 (記載しない名刺を含む。)		年	月 日
事務所 (本社) 所在地			
事務所所在地			
受領の時期			
年 月 日			

〒 代官番号

届

備考 1 この用紙の用紙を2枚、日本郵政郵便A4とする。 2 ※印の欄は記載しないこと。

様式第39 (第55条関係) (平仮名書体で記入。平仮名書体での記載事項は半角英数字で記入してください。)  
 ※記載事項①～④は任意です

送附を受ける課長氏名	所属	×勤務番号	×受領年月日
名称 (記載しない名刺を含む。)		年	月 日
事務所 (本社) 所在地			
事務所所在地			
送附年月日及び送附番号			
年 月 日		欄番号	
送附年月日～年 月 日			
送附結果を確認した業者名			
年 月 日			

〒 代官番号

届

備考 1 この用紙の用紙を2枚、日本郵政郵便A4とする。 2 ※印の欄は記載しないこと。

様式第40 (第55条関係) (平仮名書体で記入。平仮名書体での記載事項は半角英数字で記入してください。)  
 ※記載事項①～④は任意です

送附を受ける課長氏名	所属	×勤務番号	×受領年月日
名称 (記載しない名刺を含む。)		年	月 日
事務所 (本社) 所在地			
事務所所在地			
送附の送付先(郵便局)の住所(〒)と年月日			
年 月 日		欄番号	
送附年月日～年 月 日			
送附結果を確認した業者名			
年 月 日			

〒 代官番号

届

備考 1 この用紙の用紙を2枚、日本郵政郵便A4とする。 2 ※印の欄は記載しないこと。 3 届書の欄①は、次の欄②を参照して記載してください。 ① 届書の欄②に記載された届出番号を元に届出の届出番号を照合して送付の届出に送附されたものを届出の届出番号として送付する。 ② 送付の届出番号

様式第40の2 (第55条の2関係)

送附を受ける課長氏名	所属	×勤務番号	×受領年月日
名称 (事業所の名称を含む。)		年	月 日
事務所 (本社) 所在地			
事務所所在地			
届書の届出			
送付先(郵便局)の住所(〒)と年月日			
年 月 日		欄番号	
送附年月日～年 月 日			
送附結果を確認した業者名			
年 月 日			

〒 代官番号

届

備考 1 この用紙の用紙を2枚、日本郵政郵便A4とする。 2 ※印の欄は記載しないこと。

様式第40の3(第55条の3関係)

様式第40の3(第55条の3関係)

特定高圧電気事業承認書	
名称(事業所の名称を含む。)	
事業所(本社)所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
譲渡を受けることにより保安検査を行う特定施設及びその譲渡継続期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	
製造施設の検査の方法等	
備考	

製造業大臣 印

代表者 氏名 姓 名

様式第40の4(第55条の3関係)

様式第40の4(第55条の3関係)

特定認定高度電気事業承認書	
名称(事業所の名称を含む。)	
事業所(本社)所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
譲渡を受けることにより保安検査を行う特定施設及びその譲渡継続期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	
製造施設の検査の方法等	
備考	

製造業大臣 印

代表者 氏名 姓 名

様式第40の5(第55条の4関係)

様式第40の5(第55条の4関係)

測定通知書		測電
名称(事業所の名称を含む。)		
測定種類		
測定場所		
測定日時		
事業所所在地		

製造業大臣 印

代表者 氏名 姓 名

様式第40の6(第55条の6関係)

様式第40の6(第55条の6関係)

特定高圧電気保安検査受検書		受検番号	
		受検年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事業所(本社)所在地			
事業所所在地			
受検の内訳			
年月日			

代表者 氏名 姓 名

備考 1 この様式の発給は、日本電気協会の承認を受けること。  
2 この様式は複製しないこと。



様式第42 (第58条関係)

様式第42 (第58条関係) (申請書等提出書類、申請書類提出書類、申請書類提出書類)

件名	申請書等提出書類	申請書類提出書類	申請書類提出書類
交付番号			
認定番号			
認定事業者の名称			
及び住所			
認定事業者の名称及び住所			
品名			
製造方法			
品名の記載			
製造方法の記載			
備考			

年月日

[印字欄: 認定事業者の名称]  
[印字欄: 認定事業者の住所]  
[印字欄: 認定事業者の名称及び住所]

備考 1 この情報の大半は、日本企業関係人によるものとする。

様式第43 (第59条関係)

様式第43 (第59条関係) (申請書等提出書類、申請書類提出書類、申請書類提出書類)

認定事業者の名称	申請書提出書類	申請書類提出書類	申請書類提出書類
住所			
申請書の提出			
認定事業者の名称			
住所			
認定事業者の名称及び住所			
品名			
製造方法			
品名の記載			
製造方法の記載			
備考			

年月日

代理人 氏名

職

備考 1 この情報の大半は、日本企業関係人によるものとする。  
2 ※印字欄は記載しないこと。

様式第43の2 (第62条の2関係)

様式第43の2 (第62条の2関係) (申請書等提出書類、申請書類提出書類、申請書類提出書類)

認定事業者の名称	申請書提出書類	申請書類提出書類	申請書類提出書類
住所			
申請書の提出			
認定事業者の名称			
住所			
認定事業者の名称及び住所			
品名			
製造方法			
品名の記載			
製造方法の記載			
備考			

年月日

代理人 氏名

職

備考 1 この情報の大半は、日本企業関係人によるものとする。  
2 ※印字欄は記載しないこと。

様式第43の3 (第62条の2関係)

様式第43の3 (第62条の2関係) (申請書等提出書類、申請書類提出書類、申請書類提出書類)

認定事業者の名称	申請書提出書類	申請書類提出書類	申請書類提出書類
住所			
申請書の提出			
認定事業者の名称			
住所			
認定事業者の名称及び住所			
品名			
製造方法			
品名の記載			
製造方法の記載			
備考			

年月日

[印字欄: 認定事業者の名称]  
[印字欄: 認定事業者の住所]  
[印字欄: 認定事業者の名称及び住所]

代理人 氏名

職

備考 1 この情報の大半は、日本企業関係人によるものとする。



様式第 47 (関係者の一覧表) (合併準備中の会社、吸収合併後の子会社並びに、吸収合併準備中の会社並びに吸収合併の子会社並びに吸収合併の子会社)

事項	内容	登録簿番号	
		登記簿番号	支店簿番号
名 称			
事業所の名称又は登記簿上の名称を含む)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所 所在地			
設立年月日			
代表者 氏名			
代表 者 職 務			
株式 の 次 取	取得のしおり		
経理責任者			
株 主 名 簿	取得のしおり		
その他の重要な事項	取得のしおり		

年 月 日 (経理責任者) (鑑定事務の長) 署

- 備考 1 この関係のときは、日本国債権者 A とするもの。
- 2 [ ] の内は取得する一機関を記載するもの。
- 3 [ ] の内は取得する一機関を記載するもの。
- 4 事務の状況、事務責任者及びその他の重要な事項については、関係してある登記簿に記載するもの。

様式第 48 (関係者の一覧表) (合併準備中の会社、吸収合併後の子会社並びに、吸収合併準備中の会社並びに吸収合併の子会社並びに吸収合併の子会社)

事項	内容	登録簿番号	
		登記簿番号	支店簿番号
名 称			
事業所の名称又は登記簿上の名称を含む)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所 所在地			
設立年月日			
代表者 氏名			
代表 者 職 務			
株式 の 次 取	取得のしおり		
経理責任者			
株 主 名 簿	取得のしおり		

年 月 日 (経理責任者) (鑑定事務の長) 署

- 備考 1 この関係のときは、日本国債権者 A とするもの。
- 2 [ ] の内は取得する一機関を記載するもの。
- 3 [ ] の内は取得する一機関を記載するもの。
- 4 事務の状況、事務責任者及びその他の重要な事項については、関係してある登記簿に記載するもの。